

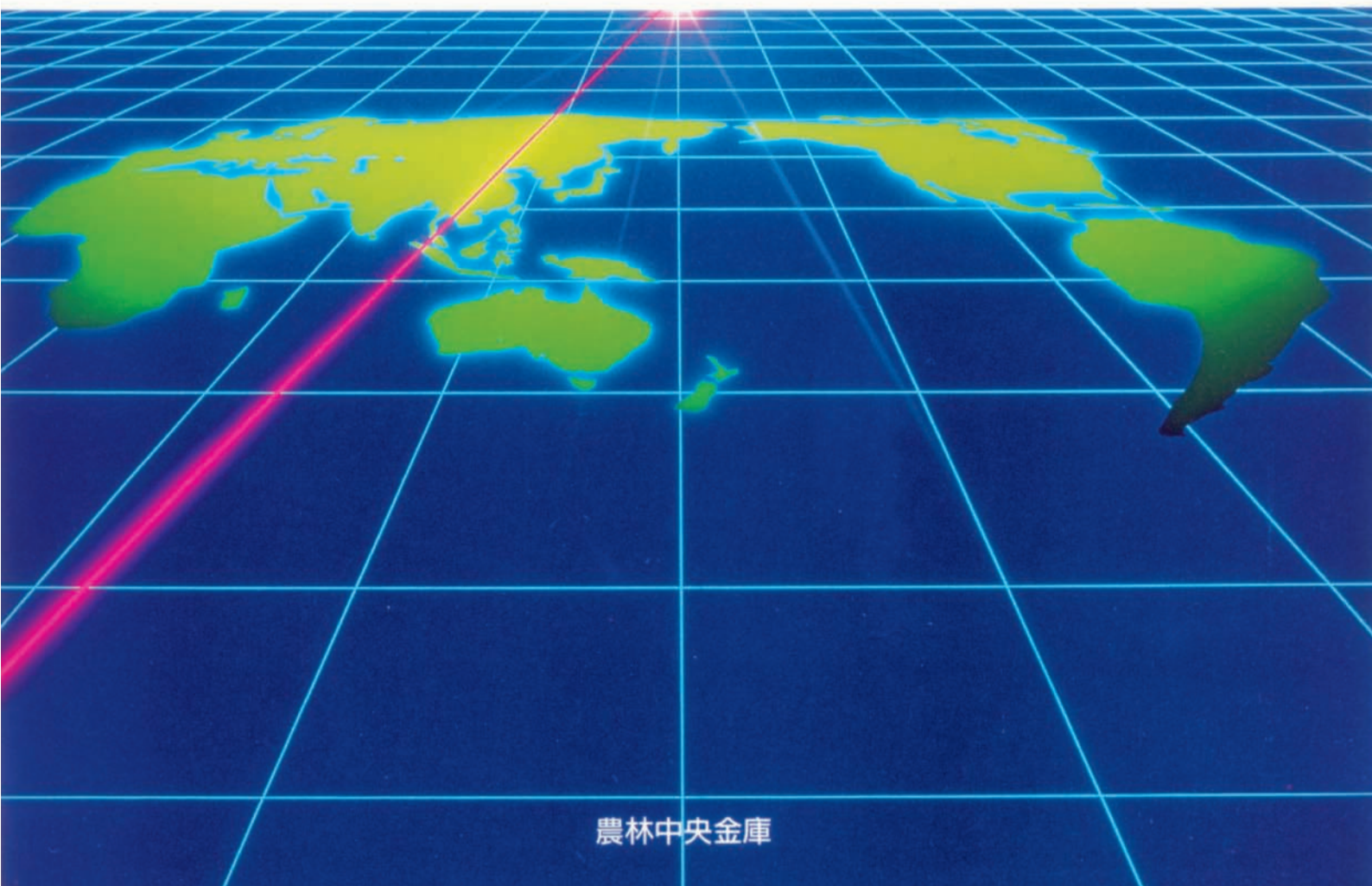
農林金融

THE NORIN KINYU
Monthly Review of Agriculture, Forestry and Fishery Finance

2009 **6** JUNE

農業金融の変化と課題

- 地銀等の農業融資への取組みとその特徴
- 地域社会農業からの基本計画見直し



財政投融资改革後の農協金融

当研究所調査第一部の調査の重要な柱に農協資金の分析がある。近年、農協の資金動向に影響しているものの一つに、2001年度以降の財政投融资改革がある。

財政投融资制度は、政府が郵便貯金など国の制度・信用に基づいて資金を調達し、資金運用部を経て、その資金が国債の購入や地方公共団体向け貸出、住宅公庫や農林公庫などの政策金融機関を通じた民間への貸出、公団や特殊会社による公共事業等に使われる仕組みであった。財政投融资に期待される機能は民業の補完ではあるが、なかには農協信用事業と競合する分野もある。郵便局と農協は、個人が主たる対象で農山村に多くの店舗網を持つなど共通する特徴を持ち、農林公庫は個別農業経営向け資金では農協と競合した。さらに、家計の借入れの大部分は住宅資金であるため、長期・固定・低利の住宅ローンを提供する住宅公庫の存在は、農協の低貯貸率の一因だったと考えられる。

それが01年度の財政投融资制度の抜本改革以降、郵便貯金、年金積立金の資金運用部への預託義務が廃止、全額自主運用される仕組みへと改められ、07年には郵政民営化で株式会社ゆうちょ銀行が設立された。一方、政策金融機関については、対象分野の厳選、融資規模の削減、組織の見直し、手法の革新等の方向で改革が行われ、住宅金融公庫は07年には廃止され、金融機関による長期・固定のローン供給の支援を主たる業務とする独立行政法人住宅金融支援機構が代わって設立された。また同じく07年に農林公庫は他の3つの政策金融機関とともに業務を縮小したうえで、株式会社日本政策金融公庫となった。

01年度以降の財投関連の資金の推移をみると、郵便貯金残高、住宅公庫融資残高、農林公庫農業関係資金貸付残高、さらに地方公共団体向け財政融資額も大幅に減少した。同じ期間に、農協の貯金、住宅ローン、地方公共団体向け貸出金は残高ベースで増加しており、公的金融の縮小と民間金融へのシフトの影響も反映した動きと考えられる。

一方、農家の農業資金の需要が低迷していることが主たる背景であるが、農協の農業融資残高は減少を続けている。長谷川論文が指摘する、大規模な法人農業経営の増加と資金需要の集中、それに対する農林公庫の民間金融機関参入支援をベースとした地銀等の農業融資への取組みという、農業金融の構造変化にどのように対応するかが、農協の農業金融にとっての重要な課題であり、その課題への先進的取組みを小野澤論文が紹介しているので、お読みいただきたい。

（（株）農林中金総合研究所 調査第一部長 斉藤由理子・さいとうゆりこ）

今月のテーマ

農業金融の変化と課題

今月の窓

財政投融资改革後の農協金融

(株)農林中金総合研究所 調査第一部長 斉藤由理子

地銀等の農業融資への取組みとその特徴

長谷川晃生 — 2

地域重視による戦後農政の転換

地域社会農業からの基本計画見直し

蔦谷栄一 — 13

談話室

農業機械の夢

(株)新農林社 代表取締役社長 岸田義典 — 26

外国事情

<講演>

中国農村改革の現状と課題

講師 中国共産党中央農村工作領導小組弁公室主任

陳錫文(Chen Xiwen) — 28

情勢

「担い手」を対象とした農業融資強化の取組み

— 2 県域での事例から —

小野澤康晴 — 39

統計資料 — 46

本誌において個人名による掲載文のうち意見にわたる部分は、筆者の個人見解である。

地銀等の農業融資への取組みとその特徴

主事研究員 長谷川晃生

〔要 旨〕

- 1 地銀等は中小企業，建設業向けの融資の伸張が難しいなかで，新たな融資先として農業法人等の農業経営体に注目している。そこで農業融資に積極的に取り組んでいるとみられる10の地銀等に対して，取組姿勢，融資体制，特徴的な融資商品や融資手法，融資の動向等について聞き取り調査を実施した。
- 2 聞き取り調査結果によると，地銀等では農業について地域の基幹的な産業の1つと位置づけ，外部情報を活用することでアプローチ先を選定し，一般的に運転資金需要が見込まれる畜産経営体や，独自の販路開拓に取り組んでいる大規模な農業経営体を中心に営業活動を行っている。大規模経営体に絞った効果的な活動により，新規融資先を増やしている。また農業経営体の様々な資金需要に対応するために，地銀等は独自の融資商品の拡充を図っている。さらに多くの地銀等では地域の農業者・食品関連産業の商品の販路拡大を支援するために，地銀等有するネットワークを活用して，バイヤーの紹介や商談会の開催を行っている。
- 3 こうした地銀等の融資を可能としたのは，一定の収益性のある農業法人等が増加したことや，農林漁業金融公庫による農業融資参入支援によって，農業経営体評価のための様々な手法やノウハウが地銀等に蓄積されてきたことが大きく影響している。
- 4 今後の地銀等による農業融資の展開については，既存取引先の維持・深耕，耕種部門も含めた相対的に小規模な農業経営体や，法人化する集落営農組織の資金需要への対応，あるいは，異業種から農業参入する経営体等の新規顧客を獲得することで融資の伸張を図っていくものと考えられる。
また，地銀等のなかには，農機具販売店等との連携強化など業者営業によって資金需要を効率的に把握しようとする動きもみられる。このように地銀等の農業融資の展開方向は，従来農協系統が主に対応していた経営規模層や集落営農組織にまで対象を拡げようとしており，農協系統との競合関係はより深まるものと思われる。

目次

はじめに

1 農業融資への取組みが積極化している背景

- (1) 融資対象先となる農業法人等の増加
- (2) 地銀等の融資環境の変化と
農業融資参入支援

2 農業融資の動向

- (1) 増加に転じた運転資金残高
- (2) 個別金融機関の動向
- (3) スーパーL資金の受託貸付の増加

3 聞き取り調査にみる地銀等の農業融資の現状

- (1) 農業融資に対する考え方
- (2) 融資体制と営業方法の特徴
- (3) 農業融資商品の充実と
新たな融資手法への取組み
- (4) 融資状況

- (5) 多様なサービスの提供

4 取組みの特徴と今後の展開

おわりに

はじめに

本稿は近年の地方銀行、第二地方銀行（以下「地銀等」という）による農業融資への取組みについて取りまとめるとともに、今後の展開について考察することを課題としている。

本稿の構成は次のとおりである。1, 2では地銀等による農業融資の取組みが積極化している背景と農業融資の動向について概観する。3では10の地銀等への聞き取り調査に基づき、取組姿勢、融資体制、特徴的な商品や融資手法、融資の動向等について取りまとめる。その上で今後の展開について若干の考察を試みる。

1 農業融資への取組みが積極化している背景

近年、地銀等が農業融資への取組みを積極化させている背景としては、以下のよう

なことが考えられる。

(1) 融資対象先となる農業法人等の増加

我が国農業は農地面積の縮小、農業従事者の減少・高齢化が進行し、生産基盤は総じて脆弱である。そうしたなかでも、農業法人等のなかに経営規模の拡大、経営の多角化、農地の利用集積の促進等により経営の効率化を図っているところも多い。また一般的に、こうした農業経営体は経営能力に優れ、融資審査のための財務諸表、事業計画書、経営内容や将来性を客観的に示す情報提供力に優れている。^(注1)

国は農業構造改革を加速するために、05年の新たな「食料・農業・農村基本計画」の策定以降、農業政策を認定農業者、集落営農組織に重点的に実施し、また一般企業等も含めた農業参入を促進するための政策も進めている。認定農業者、農業法人の数や異業種から農業参入する経営体数は増加傾向にある。

農業政策の変化のなか、営農継続のため

にも経営規模の拡大を図り、また経営規模拡大の過程で個人経営から法人化していく農業経営体が増えている。そのような経緯で、地銀等の融資対象となる農業経営体数が増えてきたことが、地銀等の農業融資積極化の背景にあらう。

(注1) 須田 (2008)

(2) 地銀等の融資環境の変化と

農業融資参入支援

次に指摘できることは、金融庁による地域密着型金融の推進に加えて、住宅ローンや中小企業向け融資の競争が激しくなるなかで、新たなマーケットを開拓する必要性が高まっていることがあろう。^(注2)

住宅ローンについては改正建築基準法の施行に伴い07年7月以降、新設住宅着工が減少し、最近では景気後退による住宅需要の減退から新規融資の伸びは鈍化している。したがって金融機関間の新規獲得競争は激化しているものとみられる。また中小企業向け貸出については、経済情勢の悪化に伴い中小企業の財務内容が全体的に悪化したことで、07年後半から残高減少に転じている。^(注3)

融資環境が厳しくなるなかで、先進的な農業法人や異業種からの農業参入による新たな農業経営体が増加傾向にあるために、地銀等は引き続き農業融資に注目しているものとみられる。ただし、地域密着型金融推進という政策要請への対応については、当初は数多くの金融機関で取組みがなされたが、その後の進展状況には地銀等の経営

トップの意向、人的資源や情報網等を活用できるか否かにより大きな違いがあるようである。^(注4) 積極的な取組みを継続している地銀等は絞られてきているという見方もできよう。

こうした環境変化とあわせて、地銀等の取組みには、農林漁業金融公庫（以下「農林公庫」という）が民間金融機関による農業融資参入のための環境整備を進展させたことも影響している。具体的には、農林公庫は民間金融機関と業務協力を締結し、06年度から業務協力行に対して業種別の業界動向に関する情報提供や、スコアリングモデルを用いた個別の農業経営体の信用力の評価結果を示す「農業版スコアリングサービス」を提供している。さらに農林公庫と常陽、愛媛、第四、秋田の各銀行との人事交流も実施してきた。^(注5)

農林公庫は中小企業金融公庫等と統合し、08年10月に発足した株式会社日本政策金融公庫（日本公庫）の農林水産事業本部となった。統合後も引き続き民間等とのネットワーク深化、窓口機能の強化、農業経営支援のための多様なサービス提供を行っていくとしている。^(注6)

(注2) 05年頃の地銀等の取組みについては長谷川 (2006) を参照。

(注3) 中小企業庁 (2009)

(注4) 農林水産省 (2008)

(注5) 日本政策金融公庫 (2009)

(注6) 統合後の取組みとして明確に区別する必要がある場合を除き、本稿では統合前の農林漁業金融公庫（農林公庫）と表記している。

2 農業融資の動向

(1) 増加に転じた運転資金残高

地銀等国内銀行の農業への貸出金残高は5,000億円程度で貸出金全体の0.1%程度で^(注7)あり、最近の残高は横ばいないし減少傾向にある(第1図)。

ただ内訳をみると、設備資金の残高は減少が続いているが、運転資金の残高は06年度以降、前年比増加に転じている。営農類型別の融資残高を示す資料はないが、今回の聞き取り調査によれば、地銀等の融資先としては、経営維持・拡大のために多額の運転資金需要が発生する畜産経営のウェイトが高いものと考えられる。

(注7) 国内銀行は都銀、地銀、第二地銀、信託銀行のこと。農業貸出金残高は日銀公表の「貸出先別貸出金」のうち「農業」のデータによる。「農業」の残高は農業を営んでいる先に対する事業性資金と定義されている。ただし当方実施の地銀等への聞き取り調査によると農業を営む先への各種貸出金が含まれ集計されている。した

がって、農家・農業の周辺分野を含む貸出金残高であると理解するのが妥当である。

(2) 個別金融機関の動向

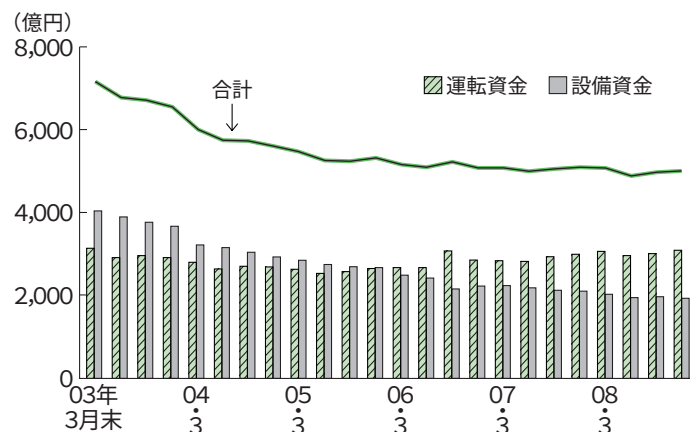
05年3月末から08年3月末にかけて農業への貸出金残高が増加している金融機関数は、地銀が64行中24行、第二地銀はデータが比較可能な43行中13行である。^(注8)

増加している金融機関数を地域別にみると、地銀は九州・沖縄の8行(福岡、十八、親和、肥後、大分、宮崎、鹿児島、沖縄)が最も多く、東北(みちのく、秋田、北都、山形)、中部(八十二、大垣共立、三重、百五)ではそれぞれ4行が増加している(第1表)。また関東では3行(常陽、足利、群馬)が増加している。同様に第二地銀については、九州・沖縄が3行(長崎、南日本、沖縄海邦)で増加しており、他地域と比較して残高の増加している金融機関が多い。北海道では地銀(北海道)、第二地銀(北洋)ともに各1行で残高が増加している。

地銀等のなかでも、農業融資の残高を近年増加させているのは、北海道、東北、中部、関東、九州・沖縄といった、農業生産が比較的盛んな地域を中心に行っているといえよう。

(注8) 各金融機関が公表しているデータは、国内銀行について日銀が公表している「貸出先別貸出金」のうち「農業」と同じ定義に基づく残高データである。ただし内訳科目である設備資金、運転資金は非公表。

第1図 国内銀行における農業貸出金残高の推移



資料 日本銀行ホームページより作成

(注) 設備資金とは耐用年数が概ね1年以上の有形固定資産に要する資金のことで、運転資金とは全体から設備資金を差し引いたもの。

第1表 05年3月末～08年3月末にかけて農業貸出金残高が増加している地銀等

	地銀	第二地銀
北海道	北海道	北洋
東北	みちのく, 秋田, 北都, 山形	
関東	常陽, 足利, 群馬	東和, 東日本
北陸	第四	大光, 富山第一
中部	八十二, 大垣共立, 三重, 百五	長野
近畿		関西アーバン
中国	広島, 山口	もみじ
四国	四国	香川, 愛媛
九州 沖縄	福岡, 十八, 親和, 肥後, 大分, 宮崎, 鹿児島, 沖縄	長崎, 南日本, 沖縄海邦

資料 各金融機関の公表資料より作成

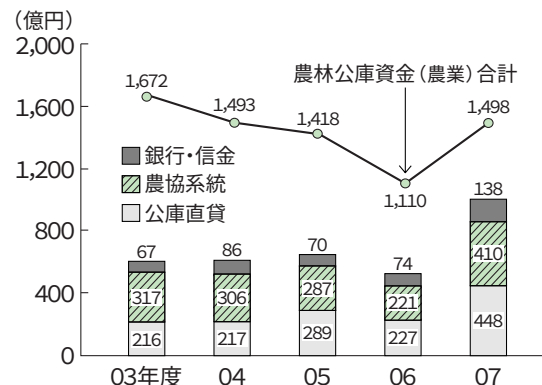
(3) スーパーL資金の受託貸付の増加

また地銀等は農林公庫との業務協力を進め、自行の農業融資だけでなく、農林公庫の受託貸付も増加させている。近年は、なかでも、農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）の受託貸付を増やしている。

スーパーL資金の新規実行額は06年度までは減少傾向にあった。しかし国は金融面での担い手対策の一環で、07年度～09年度を集中改革期間として、認定農業者が借り入れるスーパーL資金、農業近代化資金のうち500万円超の貸付について無利子化措置を実施した。このため、07年度のスーパーL資金の新規実行額は、06年度と比べるとほぼ倍増し、件数、金額ともに94年の資金創設以来最高となった。そのなかで銀行・信金による受託貸付もほぼ倍増している（第2図）。

中期的にみても、スーパーL資金新規実行額に占める銀行・信金による受託貸付の割合は、01年度の7.6%から07年度の13.9%

第2図 スーパーL資金の業態別新規実行額の推移



資料 農林漁業金融公庫『業務統計年報』各年度版

へと上昇している。

3 聞き取り調査にみる地銀等の農業融資の現状

次に地銀等への聞き取り調査に基づき、農業融資の現状とその特徴について整理すると次のようになる。聞き取り調査は北海道、東北、関東、中部、北陸、九州・沖縄の各地域において、新聞報道等から農業融資に積極的とみられる10の地銀等に対して08年度下期を中心に実施したものである。

(1) 農業融資に対する考え方

地域の農業産出額やその営農タイプの構成比に違いはあるものの、聞き取り調査先では総じて、農業を地域の基幹的産業の1つと位置づけていた。また中小企業、建設業向けの融資の伸張が難しいなかで、新たな融資先として農業法人等の農業経営体に注目し、今後は収益増加を期待できる事業にしていきたいと考えていた。

地銀等は地域に存在している多種多様な

企業、個人と取引関係があるため地域金融機関としての強みがある。このため農業生産に対する融資だけでなく自行取引先である食品加工・流通等の農業関連産業を含めた食品産業全体の活性化を通じて商流を構築・拡大していきたいとしていたところが多かった。

また農業融資を積極的に拡大することによって地域経済・産業の活性化、雇用創出に貢献することが地域金融機関の果たすべき役割と考えている地銀等が多かった。ただし、農業関連産業を含めた食品産業全体へと波及させていく方法については、今後の課題であるとしているところもあった。

なお08年秋以降、サブプライムローン問題を契機とした金融危機が世界的規模で拡大し、地域金融機関の経営にも影響しているが、そうした状況にあっても、融資スタンスに特段の変化はないとしていた。農業融資については金利競争によって短期間で融資伸張を図るのではなく、時間をかけて収益に結びつくビジネスモデルを構築していきたいと考えている地銀等が多かった。

(2) 融資体制と営業方法の特徴

a 専任担当者、専任部署の設置

融資体制については、いずれの地銀等も本店に農業融資の担当者を配置していた。農林公庫が創設した農業経営アドバイザーの資格取得者や農林公庫との人事交流経験者を担当者として配置しているところもあった。さらに聞き取り調査先の10行のうち2行で専任部署を立ち上げていた。

本店の担当者が営業店に対して農業に関する勉強会を定期的に開催し、さらに社内報による業界情報の提供等により営業店の融資担当者の農業関係の情報力強化を図っているところもあった。また農業融資は担い手政策等の農業政策の動向が大きく影響することから、行政機関との連携を強化する動きもあった。

b 積極的な営業活動による融資先の開拓

営業方法については、アプローチ先を選定し、営業店を中心とした積極的な営業活動により新規融資先を開拓することが重要であるとしていた。

アプローチ先の選定については様々な情報を活用していたが、具体的には、①農業関連事業者（農業資材、農機具販売店）からの紹介、②農業者からの口コミ、③農業法人協会等の会員リスト、④専門誌等で取り上げられた農業経営体、⑤自行の預金取引先等であった。

地域の農業構造により多少の違いはあるものの、こうした情報を基に、一般的に運転資金需要が見込まれる畜産経営体や、独自の販路開拓に取り組んでいる大規模な農業経営体を中心に営業活動を行っていた。農業が盛んな地域の営業店を対象に特に営業活動を強化し、本店担当者が営業店の融資担当職員と同行営業して、農業経営体から得られる資金ニーズの情報を積極的に把握して新規取引先の増加につなげているとする地銀等もあった。

また大規模な農業経営体への営業活動が

一巡したことから、徐々に個人の認定農業者等に訪問先を広げるところや、畜産経営体を中心に取引先を拡大してきたが、今後は耕種部門へのアプローチを考えているところもあった。

(3) 農業融資商品の充実と新たな融資手法への取り組み

a 融資商品の充実

農業融資の商品としては、当初は独自の要綱による農業融資商品を開発してPRし、融資実績につなげてきたところが多かった。独自の商品では地銀等で様々であるが、例えば、保証人のみの無担保融資で保証人についても第三者保証は不要、融資期間は10年未満、融資額は1,000万円までとし、申し込みから審査結果通知までの期間が短いことを特徴とする商品などがあった。そして融資実績が増えるなかで、農業経営体の様々な資金需要に対応するために、融資商品の拡充を図っている事例があった。

第2表は関東地方の某地銀の商品概要である。この銀行では05年度下期に農業者向けのスコアリング審査による融資商品Aの取扱いを開始し、積極的な営業活動の結果、順調に実績を伸ばしてきた。

ただし融資商品Aの融資額が最高500万円であることから、まとまった資金需要に対応するための融資商品の品揃えが課題となってきた^(注9)。そこで08年度下期に農業者向けの新しい融資商品B、Cを創設した。融資金額はBが個人1,000万円以内、法人3,000万円以内、Cが6,000万円、法人1億

第2表 関東地方の某地銀の農業者向け融資商品の概要

商品	A	B	C
取扱開始時期	05年度 下期	08年度 下期	08年度 下期
対象者	設立1年以上の 農業法人、 個人農業者	県農業信用基金協会の会員もしくは農協の組合員で、基金協会保証を利用できる事業者	
融資額	100万円～ 500万円以内	個人:1,000万円以内 法人:3,000万円以内	個人:6,000万円以内 法人:10,000万円以内
資金使途	農業経営に必要な資金		
金利	5% ※最大1.0%の金利 優遇あり	銀行所定の短期プライムレートに連動する金利 ※認定農業者またはエコファーマー 認証取得者は最大0.5%の金利 優遇を実施	
期間	1ヶ月以上5年以内	25年以内で農業信用基金協会が認めた期間	
担保保証人	担保:原則不要 保証人:個人=原則 不要, 法人=代表者	担保:無担保 保証人:個人=原則 不要, 法人=代表者	担保:有担保 保証人:個人=原則 不要, 法人=代表者

資料 金融機関のホームページより作成

円と従来の商品と比べると融資枠の引上げを図ったものである。

(注9) 500万円超の案件についても一般融資で対応してきた。

b 基金協会保証等の利用

また同行では08年度上期に県の農業信用基金協会（以下「基金協会」という）と「債務保証に関する基本契約」を締結し、B、Cの商品について基金協会保証を付与する商品設計とした。

基金協会の債務保証を利用できる融資機関は、基金協会の区域内に本店または支店をおいている農協、銀行、信金、信組である。銀行は基金協会と債務保証契約を締結し、保証利用額に応じた負担額を支払うことで保証利用が可能となる。地銀等についても制度的には基金協会保証を利用できるが、これまで保証を利用している地銀等は

少ない状況にあった。^(注10)

また08年10月から日本公庫（農林水産事業本部）は、農業者等の地銀等からの資金調達を円滑化するために、新たにCDS（クレジット・デフォルト・スワップ）を活用した農業者向けの融資の信用補完業務を開始した。^(注11)地銀等のなかには、この枠組みを利用した商品を創設したところもあった。

聞き取り調査先の地銀等のなかには、農業融資は債権保全の面が推進上の課題とされるケースもあるが、これら外部保証機関等の利用により、ある程度緩和されると期待しているところもあった。

一般的な信用リスク管理としては、過去数年分の決算書類や青色申告書さらに事業計画等によりながら経営内容を把握し、融資判断しているところが多かった。また農林公庫が提供している「農業版スコアリングサービス」を活用しているところもあった。

c ABLへの取組み

また借入先の不動産担保や個人保証に依存しない新たな資金調達手法である流動資産担保融資（ABL＝アセット・ベースト・レンディング）への取組みを行っている地銀等もあった。ABLは融資の担保として、借入者が保有する不動産以外の流動資産（商品、在庫等）を充てるものである。在庫が販売されて売掛金となり、売掛金が回収される事業のライフサイクルに着目し、在庫・売掛金を一体として金融機関が担保取得し、極度融資枠を設定するスキームのこ

とである。

05年に動産の譲渡担保に関する法改正がなされ、「動産・債権譲渡登記制度」が整備された。担保となる動産の権利だけを貸し手側に譲り渡し、この譲渡を不動産と同様に登記することで担保権設定がされていることを対外的に示すことが可能となったことが動産担保の活用の可能性を高めるものとなった。^(注12)農業分野では、肉用牛について国のトレーサビリティ制度が定着したことで個体管理が可能となったことも、債権保全がより確実に行える条件となっている。

そうしたことから、大規模畜産経営体に対して恒常的に運転資金を供給している地銀等では畜産経営体でのABL導入に積極的に取り組んでいた。また地銀等ではABLにより融資先から定期的に個体管理表を提出してもらうことで、経営状況を随時把握できるようになり、経営悪化した際の融資対応が迅速化するものと期待していた。

^(注10) 茂野隆一（2008）

^(注11) クレジット・デフォルト・スワップとはクレジットデリバティブの一種で、債権を直接移転することなく信用リスクのみを移転できる取引のこと。

^(注12) 茂野隆一（2008）

(4) 融資状況

a 融資残高の増加と要因

個別行の公表データに基づき農業への融資状況をみると、05年3月末から08年3月末にかけて10行中8行で残高が増加している。残高増加の要因については、大規模経営体に絞った営業活動を実施するなかで資

金ニーズを把握し、融資してきたことが大きい。

聞き取り調査先では畜産が盛んな地帯と稲作地帯の地銀等とで違いがみられた。これまで肉用牛肥育農家は規模拡大を積極的に進めており、その過程で多額の資金を必要とする。地銀等にとって畜産経営は経営計画が比較的立てやすく、またABLの導入によって経営状況を把握しやすい面があることから、大規模な優良経営体を中心に融資を積極的に行ってきた。実際、畜産が盛んな地域では、農業経営体への融資残高のうち畜産が占める割合が過半を占めているとするところが多かった。畜産以外については独自の販路開拓に取り組んでいる相対的に大規模な経営体を中心に融資しているということであった。

稲作地帯の地銀等のなかには、畜産経営への大規模な融資実績もあるが、畜産経営以外の融資残高が大きく、融資先は農業法人よりも個人経営体が中心であった。また稲作経営体では畜産と比較して資金需要が小さいことから、1件当たりの融資額が少額であるとのことであった。

b 農業制度資金とプロパー資金

聞き取り調査先のなかには、スーパーL資金、農業近代化資金への無利子化措置が実施されるなかで、農業経営体の借入ニーズがあることから、それらの資金の取扱いをより積極化したところもあった。

地銀等独自の農業者向け融資商品の品揃えが充実するなかで、大規模な設備資金等

の資金需要に対してはスーパーL資金、農業近代化資金で対応し、急を要する資金需要に対しては借入手続きが簡便なプロパー資金で対応するというような使い分けがなされている。

ただし農業制度資金の取扱いについては、地銀等の収益に結び付きにくいことから、営業店での融資担当者が取扱いに躊躇する面があると指摘した地銀等もあった。

(5) 多様なサービスの提供

また単に農業経営体に融資するだけでなく、地域の農業者・食品関連産業の商品の販路拡大を支援するために、地銀等有するネットワークを活用して、バイヤーの紹介や商談会の開催を行っている事例が多かった。また地銀間で連携し、共同で大規模な商談会を開催するところもあった。なお今回の調査先ではビジネスマッチングのサービスに対する手数料を徴収している地銀等はなかった。しかし今後は手数料徴収を検討していきたいとする地銀等があった。

一方、ビジネスマッチングにはコストがかかるが、地銀等にとっての収益が見込めないために取り組んでいないとするところもあった。

また農機具販売会社等と協力し、農業経営体向けのセミナーを開催するところや地銀等が外部の様々な農業関連団体と連携することで農業経営体の経営支援、販路拡大支援を図ろうとする動きもみられた。

4 取組みの特徴と今後の展開

聞き取り調査結果を踏まえて、地銀等の農業融資への取組みの特徴を取りまとめた上で、今後の展開について考えてみたい。

地銀等では農業について地域の基幹的な産業の1つと位置づけ、融資先として農業法人等に注目している。アプローチ先を大規模な畜産経営体や独自に販路開拓に取組む農業経営体を中心に選別し、積極的な営業活動を行っている。そして営業活動を通じて資金需要を把握し、新規融資を増やしてきた。

こうした地銀等の融資を可能としたのは、地銀等の貸出条件に合うような財務諸表を完備し、一定の収益性のある農業法人等が増加したことや、農林公庫による地銀等の農業融資への参入支援によって、地銀等に農業経営評価のための様々な手法やノウハウが蓄積されてきたことが挙げられる。

今後の展開について、農業融資の残高伸張のためには大規模な経営体とりわけ畜産経営だけでなく、耕種部門も含めた相対的に小規模な農業経営体への融資が不可欠であると考えているところが多い。また大口の融資案件だけでなく、小口の融資案件も含めた様々な資金需要に対応していく必要があると考えている。さらに異業種からの農業参入を考えている経営体への参入支援を行いながら、その資金需要にも対応していきたいと考えているところも多い。

稲作地帯の地銀等のなかには、農業政策の展開により、法人化する集落営農組織は増加するとみており、今後はこうした資金需要に積極的に対応していきたいと考えているところがあった。

さらに都市近郊の農業者に対しては、賃貸住宅資金融資の拡大の余地があるとする地銀等もあったし、実際に農業者への農業融資の営業活動を通じて、賃貸住宅ローンの借換えに至った事例があるとしているところもあった。今後、営業活動を通じて得られる農業者等の農業以外の様々な金融ニーズも把握し、融資だけでなく、農業者・農業法人等との預金や預かり資産の面での取引にも応じていきたいという考えもあった。

農業融資に限っても、今後は、既存取引先の維持・深耕、耕種部門も含めた相対的に小規模な農業経営体の小口の資金需要への対応強化、異業種から農業参入する農業経営体等の新規顧客の獲得等を通じ、残高の伸張を図っていくものと考えられる。

ただ一方で、今後は営業活動の効率性を高めることが重要であるとする地銀等も多かった。既に地銀等のなかには、農機具販売店等との連携を強化し、業者営業を実施することで、農業経営体等の農機具等購入の際の資金需要を効率的に把握しようとする動きが出てきている。収益性を考えれば、小口の融資件数を増やすためには、資金ニーズをいかに効率的に把握するかが重要なポイントということであろう。

おわりに

耕種部門を含めた小規模な農業経営体への融資が進展していけば、農協との競合がさらに表面化していく可能性がある。したがって、引き続き地銀等の農業融資への取組みに注目していく必要がある。

また本稿では資金供給サイドに着目して地銀等の最近の農業融資への取組みについて分析してきた。地銀等の積極的なアプローチによって、農業経営体の資金調達にどのような変化があるのか、またビジネスマッチングによる販路支援等の金融以外のサービスが農業経営体の経営動向にどのような影響を与えているのか、今後の検討課題としたい。

<参考文献>

- ・茂野隆一（2008）「農業経営体の信用補完－現状と課題－」泉田洋一編著『農業・農村金融の新潮流』，農林統計協会
- ・須田敏彦（2008）「民間金融機関による農業融資の可能性とその課題－マイクロファイナンスをめぐる議論－」泉田洋一編著『農業・農村金融の新潮流』，農林統計協会
- ・中小企業庁（2009）「2009年版中小企業白書」
<http://www.chusho.meti.go.jp/pamflet/hakusyo/index.html>
- ・（株）日本政策金融公庫農林水産事業本部（2009）『農林漁業金融公庫改革の歩み』
- ・農林水産省（2008）「平成19年度農業法人向け融資における実態調査報告書」
(http://www.maff.go.jp/j/keiei/kinyu/hozin_yusi/pdf/2007_report.pdf)
- ・長谷川晃生（2006）「地銀等民間金融機関における農業分野への取組状況と農協の課題」『農林金融』5月号

（はせがわ こうせい）



地域社会農業からの基本計画見直し

——地域重視による戦後農政の転換——

特別理事 蔦谷栄一

〔要 旨〕

- 1 食料需給の余剰基調から逼迫基調への移行や、小泉構造改革にともなう地域経済の悪化と停滞する農業生産、という大きな情勢変化の中で、日本農業は存亡の危機に立たされているといえ、再生のために与えられた時間的猶予も限られている。
- 2 基本計画の見直し検討が進められており、農政改革のポイントも絞り込まれているが、求められているのは近視眼的な予算の増額ではなく将来展望の獲得であり、地域に軸足を置いた農政への転換である。
- 3 日本農業は欧米をモデルとする近代化・大規模化ではなく、風土・特徴を生かした農業を追求していくべきであり、その方向性は、①適地適作、②多品種少量生産、③地域有畜複合経営、④自然循環機能を発揮しての持続的循環型農業、⑤多様な担い手による多様な農業、⑥流域圏重視、⑦農商工一体の地域づくり、と整理される。
- 4 そのための取組課題は、①生産調整水田や草地資源等地域資源の有効活用、特に水田の畜産の活用、②農地集積も踏まえての集約型農業と土地利用型農業のバランスの取れた組合せ、③有機農業を含む環境保全型農業、④放牧の導入、⑤第六次産業化を含む高付加価値化、⑦都市農業も含めた多様な農業の振興と多様な担い手の確保、⑧都市と農村との交流、⑨食（農教）育、⑩直接支払い等による政策支援、が柱となる。
- 5 農業は産業としてのみ語られがちであるが、農業は多面的機能を有しているとともに、農業者は農業を営みながら暮らしており、生産と生活が一体化する中で文化の伝承等も含めて農村が守られてきた。限られた大規模経営、法人経営だけで生産と同時に農村を維持していくことは不可能であり、兼業農家、自給的農家も含めた多様な担い手が必要である。
- 6 地域に軸足を置いた農政へと転換していくためには、「地域社会における生活と農業の一体的な関係を基底として成り立つ」地域社会農業を農政の基本単位として位置づけていくことがポイントとなる。
- 7 地域社会農業を形成していくには、地域資源の再確認を手始めに、地域中長期営農計画等の策定による目標設定、農商工連携や地産地消等とも連携しながらの“ヘソ”となる体制作りが前提となり、人と自然等の関係性の回復、循環型農業、地域文化の伝承、景観の維持等に取り組んでいくことが求められる。
- 8 このためには、これまでの霞ヶ関主導型ではなく地域主導型による農政へのシフト、産業政策中心から地域・環境政策の重視、縦割りの予算配分から地域プロジェクトに対する予算配分方式への変更、等の条件整備が必要となる。

目次

はじめに

1 基本計画見直しの主要点

2 日本農業のビジョン

(1) 日本農業の方向性

(2) 経営形態

(3) 担い手

3 地域社会農業の展開

4 地域社会農業への取組み

5 地域社会農業形成の要件と条件整備

(1) 地域社会農業形成の基本要件

(2) 地域社会農業形成の条件整備

はじめに

目下、基本計画見直しの検討が行われており、来（2010）年3月を目途に答申の取りまとめが行われる予定である。

今回の基本計画見直しは、食料需給の余剰基調から逼迫基調への移行や、小泉構造改革にともなう地域経済の悪化と停滞する農業生産、という大きな情勢変化の中での見直しであり、日本農業の存亡をかけた、真の意味での戦後農政の転換が求められる。

今回見直しの最大課題は、直面する問題への対応もさることながら、日本農業が向かうべきビジョンを明確にし、生産者が一定の努力を積み上げれば獲得可能な将来展望を示すところにある。そしてグローバル化、市場化・自由化を余儀なくされる中で日本農業の維持・再生には、直接支払いによる所得補填と同時に、欧米をモデルとした近代化・大規模農業ではなく、風土、地域性・多様性を生かした自然循環型の農業を重視していくことが不可欠となる。

このためにはいくつかの条件整備が必須であり、これまでの霞ヶ関主導型ではなく地域主導型による農政へのシフトとあわせて、基礎単位となる地域社会農業の確立へ向けた取組みが必要となる。さらにはこれまでの産業政策中心から地域・環境政策の重視、縦割りの予算配分から地域プロジェクトに対する予算配分方式への変更が求められる。

1 基本計画見直しの主要点

基本計画見直しでの主な検討課題として、①担い手の確保と経営の発展、②多様な担い手の参画、③農地の最大限の確保と有効利用、④水田フル活用などあらたな農業の展開、⑤輸出の促進、⑥食料安全保障の確立、⑦雇用の確保と農村の振興、⑧食料自給力・食料自給率の確保、等があげられている。一方、基本計画見直し論議と平行して議論が展開されている農政改革関係閣僚会合では、①農地制度、②経営所得安定対策、③米の生産調整を含めた水田のフル活用対策、④農村振興、等が論点として

取り上げられている。

基本計画見直しでの主要検討課題と農政改革論議での論点は、ほとんどダブっており、基本計画見直しで強調されている担い手問題と輸出の促進を除けば、基本計画見直しでのみ取り上げられている食料安全保障の確立、食料自給力・食料自給率確保は、共通した検討課題への取り組み成果として位置づけることができる。その意味では現状、農政改革のポイントは絞り込まれており、その最大の焦点は担い手確保、経営の確立、農地の集積、そして米生産調整・減反と水田フル活用にあることについては共通認識化されているといえる。

ところが基調変化する情勢の下で検討もしくは打ち出された政策は、近視眼的な予算増額に偏っているらしいが否めない。問われているのは政策の質と同時に将来展望である。食料・農業・農村基本法が施行されながらも目指すべきイメージは不明確なままとなっており、日本農業のビジョンをまず明らかにしたうえで、これに沿って前述の課題に対応する政策を具体化していくことが求められる。^(注1)

(注1) 生産調整と水田フル活用については、本誌08年10月号の拙稿『『水田維持直接支払い』による非主食用米生産―食料自給率向上と米生産・畜産構造の見直し―』で詳細に触れていることからここでは繰り返すは避けて、ごく要点のみ述べる。当分の間は生産調整は維持しながらも、米粉原料米、飼料イネ、飼料米の非主食用米生産を水田維持直接支払いによって再生産を保証することによって、非主食用米の持続的な生産拡大をはかり、主食用米から非主食用米へのシフトを促し、生産調整が必要とされる状況そのものを解消していくことを提言している。

2 日本農業のビジョン

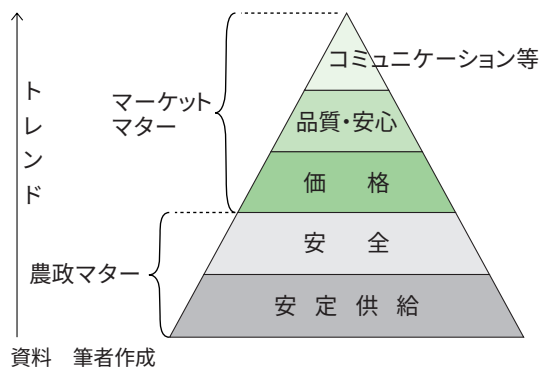
(1) 日本農業の方向性

農業は自然に依拠した産業であることから、日本農業は、アメリカやヨーロッパとは異なった農業であるのが当然であり、そうでなければならない。しかしながら戦後農政は、こうした基本的相違を軽視して、灌漑排水整備をほどこした田畑で、大農機具と農薬・化学肥料を導入・投入し、近代化をはかるとともに規模拡大を推進してきた。にもかかわらず、結果的に規模拡大はほとんどすすまなかったことから、07年度に品目横断的経営安定対策を導入するに至ったことは言うまでもない。

日本農業の再生にあたっては、あらためて日本農業の持つ特徴を生かしていくことが前提となる。あらためてアジアモンスーン地帯にあり、南北に細長い島国である日本の農業の持つ主な特徴をあげてみれば、①豊富な地域性・多様性、②きわめて水準の高い農業技術、③高所得かつ安全・安心に敏感な大量の消費者の存在、④都市と農村とのきわめて近い時間距離、⑤里地・里山、棚田等のすぐれた景観、⑥豊かな森と海、そして水の存在、となる。

こうした整理と併行して、農業（農産物）を構成する要素を、安定供給、安全、価格、品質・安心、コミュニケーション等の5つに分解したものが第1図である。食料自給率は40%（カロリーベース）と食料の安定供給は揺らいでおり、これにともなう中国

第1図 農業（農産物）の諸要素



野菜等の輸入で安全も脅かされている。価格は国際競争力に欠けることから、品質・^(注2)安心、さらにはコミュニケーション等（顔と顔の見える関係、食文化を含む地域文化、景観等）を重視した取組みが求められる。したがって、国の責任によって、食料安全保障として食料自給率を向上させていくとともに、安全の確保をもはかっていくことになる。その一方で品質・安心やコミュニケーション等をより重視した生産に取り組んでいくことが求められる。

これらを踏まえて日本農業の方向性を整理すると、①適地適作、②多品種少量生産、③地域有畜複合経営、④自然循環機能を発揮しての持続的循環型農業、⑤多様な担い手による営農、⑥流域圏（農林水の自然循環）重視、⑦生消連携と農商工一体の地域づくり、となる。これらが日本農業の基本的なコンセプトを形成することになる。

そしてこれらをもとに取組内容をもう少しイメージアップしたものが農政課題ということになるが、①生産調整水田や草地資源等地域資源の有効活用、特に水田の畜産的活用、②農地集積も踏まえての集約型農

業と土地利用型農業のバランスのとれた組合せ、③有機農業を含む環境保全型農業、④放牧の導入（含む家畜福祉）、⑤第六次産業化を含む高付加価値化、⑥直接販売・地場流通・地産地消、⑦都市農業も含めた多様な農業の振興と多様な担い手の確保、⑧都市と農村との交流、⑨食（農教）育、⑩直接支払い等による政策支援、がその骨格となる。

これらを日本農業全体の方向性そしてビジョンとすべきと考えるが、むしろ地域の実情に対応して、これらのバランスは異なりながらも、まずはそれぞれの地域での取組みがあって、これが日本農業全体の方向性を規定するという関係になる。

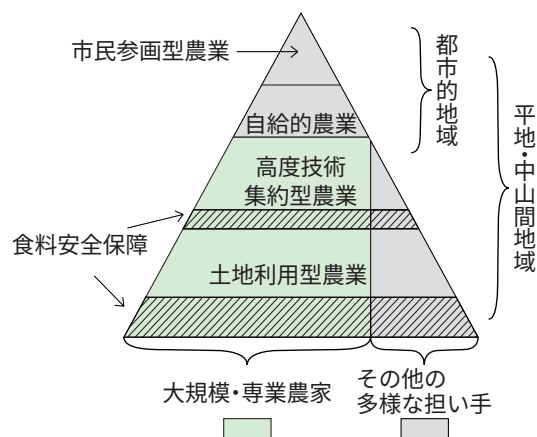
（注2）安全は残留農薬等基準をクリアしているものを指すのに対して、安心は基準以上のもの、例えば有機農産物や特別栽培農産物によってもたらされるものをいう。

（2）経営形態

次に、こうした方向性に対応させて経営形態について考えてみると、経営形態は、土地利用型農業、高度技術集約型農業、自給的農業、市民参画型農業の、大きく4つに区分される（第2図）。

土地利用型農業は水田・畑作だけでなく草地等をも対象とするが、食料安全保障を確保していくため一定量の生産そして農地等を政府の責任によって維持していくことになる。稲作については土地利用型農業とはいえ、これまで水田面積が狭小であることから、高品質かつ一定収量以上の単収確保による集約的な稲作が中心であった。こ

第2図 日本農業の経営形態と担い手



資料 筆者作成

れからはこうした集約的稲作ばかりでなく、耕作放棄地や遊休農地等を利用したの水田放牧や、森林の下草や河川敷も含めた草地資源等をも活用して粗放的な土地利用型農業への取組みの必要性が増大する。水田放牧等により粗放的に水田等を利用するにしろ、飼料イネ・飼料米生産により集約的に水田を利用するにしろ、土地利用型農業を再生していくポイントは畜産と連携しての農地利用にある。

高度技術集約型農業は野菜、果樹、畜産、花き等を対象とする。露地栽培だけでなく広く施設栽培が含まれ、舎飼い中心の畜産もこの柱をなす。米、野菜、畜産、その他の農業総産出額に占める割合の推移を見ると、60年47%、9%、18%、26%であったものが、06年のそれ（概算）は22%、25%、29%、24%となっており、基本法農政以降、選択的拡大により、米のウェイト低下と野菜、畜産等高度技術集約型農業のウェイト増加が顕著であり、今後、さらなる高付加価値化を目指すことによって、こうした傾

向は一段と強まるものとみられる。

ところで日本農業，特に水田農業は兼業農家に大きく依存しており，水田農業は兼業農家によって支えられているといっても過言ではない。しかしながら兼業農家も代替わり等をきっかけに，農地を賃貸したり委託耕作に出すことによって経営規模を縮小し，残された農地で，楽しみながら自分たちが食べるだけの野菜を生産するだけにとどめるものも多い。この“世界に冠たる兼業農家システム”が今後とも現状のままで推移し，引き続き水田農業を支えていくとは考えにくく，自給的農家へのシフトが増加をたどり，それだけに農地を集積していく担い手が求められることになる。

自給的農家の増加に加えて，農地を所有していない都市住民等が市民農園や体験農園等によって趣味的に農業に携わる市民参画型農業が一段と増加していくことになろう。現状，市民農園や体験農園は申込数が募集定員を上回って順番待ちとなっているところが多く，また農村部でも定年帰農や二地域居住により週末農業に取り組む人たちも増えてきている。それほどに都市住民が農産物栽培をつうじて土や自然に触れたり，農産物や草花を育てたいとするニーズは強く，都市住民・消費者の農業に対するイメージは大きく変わりつつある。

この4つの経営形態のうち，土地利用型農業と高度技術集約型農業に取り組んでいる販売農家が政策支援の対象となる。農産物の国際競争力は乏しく，食料自給率向上のカギを握る土地利用型農業については，

食料安全保障的観点から政策支援を厚くしてこれを支えていくことが求められる。高度技術集約型農業については、担い手の育成や技術開発に重きを置いた支援増強が必要となる。

(3) 担い手

土地利用型農業と高度技術集約型農業は多くを専業・大規模農家が担っていくようになり、一方で自給的農家と定年帰農等市民参画型農業を行う人たちが増加する。

兼業農家の自給的農家へのシフトや高齢農家のリタイアにともない、借地等に出される農地が増加し、その多くは専業農家が集積して規模拡大し、一部を市民農園や定年帰農等で利用するという構図にならざるを得ない。すなわち特定の専業・大規模農家と、兼業農家や自給的農家、市民参画型農業に取り組むたくさんの人たちが地域農業の担い手を構成する。面積的には専業・大規模農家が多くを占めることになるが、農家数では兼業農家・自給的農家等が大きく上回ることになる。

ここであらためて兼業農家と家族農業の評価・位置づけに触れておきたい。兼業農家については、兼業農家が農地を資産として保有し、なかなか農地を手放さないことから専業農家等の経営規模拡大がすすまない原因となっており、日本農業の生産効率を向上させていくためには兼業農家は不要である、とする見方が根強くある。しかしながら、米価が長期低落傾向を続ける中で、現状、水田稲作の3分の2を兼業農家が占

めているのは、農外収入で生産費を補填しながら経営継続しているためで、安定的に稲作が行われていることによって水田が守られていることはもちろん、農村・地域が守られているということも確かである。兼業農家を排除の対象とするのではなく、まずは積極的にこれを評価することが重要である。その兼業農家は先にみたとおり自給的農家へとシフトしていくことが想定されることから、多くの兼業農家が存続している間に、農地を維持・集積できる仕組みを早く構築していくことが必要とされる。

また家族農業についても兼業農家と併行して再評価しておくことが重要である。すなわち経営の近代化や規模拡大、新規就農者受入等で、家族農業よりも法人経営が注目されがちであるが、農業者は米等農産物を生産しながら地域の中で暮らしてもいる。生産と生活が一体となって存在しているわけであって、農業という側面では見落とされがちな生活・暮らしがあつてこそ農村・地域が支えられ成り立っている。地域維持という視点から考えれば、むしろ家族農業が中心であり、これを法人経営が補完する関係にある。

農業を維持していくためには畦や水路の管理等が欠かせず、また地域を維持していくためには寄合いや冠婚葬祭等の行事をこなしていく必要がある。数の限られた大規模経営、法人経営だけが担い手となり、生産と同時に農村を維持していくことはとうてい不可能である。多様な日本の農業と地域を維持していくためには多様な担い手が

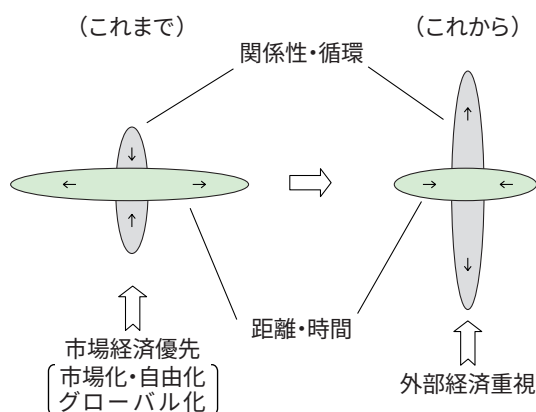
必要なのである。

3 地域社会農業の展開

これまで農業について産業としてだけ、すなわち経済性だけで語られるきらいが濃厚であった。これではグローバル化する中での国際分業を余儀なくされ、多面的機能を含む外部経済価値が軽視されるとともに農村の荒廃化を招くことになるのは必然であったともいえる。直接支払いによる支援を前提にしながらも、地域から発想することにより、地域に適合した農業と暮らしの場の重視へと発想を抜本的に転換することなしには、こうした呪縛から抜け出し、日本農業の再生と農村の活性化をはかっていくことは難しい。

ここで第3図をご覧願いたい。流通が広域化し、さらにはグローバル化することによって距離・時間が拡大し、食料自給率の低下を招いただけでなく、ポストハーベストや防腐剤の使用等にとまなう安全性への不安、表示・認証なくしては信用できなく

第3図 距離・時間の縮小と関係性・循環の回復



なる一方での虚偽表示事件の多発等、問題を発生するようになってきた。その距離・時間の拡大によってもたらされる最大の問題こそが、関係性・循環の喪失であることを示している。

関係性は人や自然等によって形成される。次第に人と人との関係である家族・地域・生産者と消費者との関係等が希薄化するだけでなく、人間と自然との関係も共生観念は薄れ、生態系もどんどん貧しくなってきた。また有畜複合経営による循環型農業は、堆肥が化学肥料に取って代われ、農薬の過剰使用は病害虫だけでなく生物の多様性を喪失させてきた。飼料穀物の過度の海外依存はわが国における窒素過剰を招くなど、循環が大きく滞りようになってしまった。

農業・農村を活性化させていくためには、意識的に距離・時間の短縮をはかるとともに、関係性・循環の回復をはかっていくことが必要であり、このためには「地域社会農業」を形成・確立していくことが現実的なステップとなる。吉田（1985）は、「地域社会における生活と農業の一体的な関係を基底として成り立つ地域農業」を「地域社会農業」と呼び、あらためて「地域住民の生活の向上と福祉の充実を目標に、その信頼関係を基底とし、地域農業の中核となる農家を組織リーダー、地域社会を形成する兼業農家を補助リーダーとし、さらに非農家も参加して、地域共同体で担うコミュニティ・レベルの農業^{（注3）}」と定義づけている。そして「地域に定住している

生活者の生活文化圏」を「定食圏」とし、そこでの地域特性を生かした農業を振興していくためのシステムを第4図のように表現している。すなわち地域を維持していくためには、地域農業を持続的循環型により振興しつつ、地域住民の生活の向上をはかっていくことが必要であり、その核となるのが地域コミュニティ（関係性）であるとしている。

2で日本農業のビジョンとして、生産調整水田や草地資源等地域資源の有効活用、以下9つの取組課題をあげ、これを4つの経営形態により地域で具体的に展開していくべきであり、農業生産と農村維持を一体的にとらえていくべきであることを強調したが、地域による取組内容と方向性を、具体的に明らかにしてくれる概念が地域社会農業であるといえる。本来はここで地域論、地域社会論にまで踏み込んで展開しておく必要があろうが、本稿は農業論を主題にしていることから、地域社会農業での「地域

社会」は、「水の循環、自分たちをまかなえる食物、多様な地域資源、人間のまかない、文化のまかない、あるいは資源フローによる少量多品目の高付加価値産品。協働、交換、貨幣の経済がバランスする場所」、すなわち「外に開かれながら、内の生存自給と命保持ができる場^(注4)」であることを確認しておくにとどめる。

(注3) 吉田喜一郎 (1985, 3頁)

(注4) 関原剛 (2008, 263頁)

4 地域社会農業への取組み

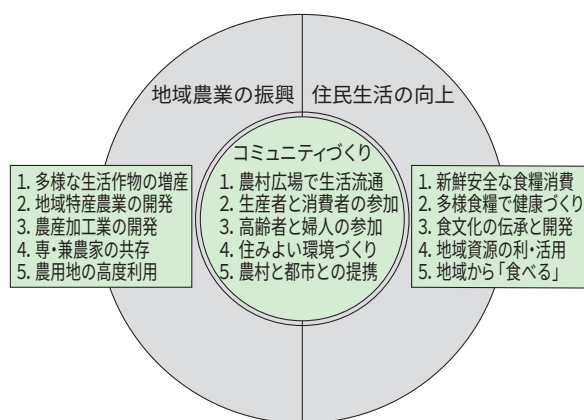
地域社会農業での農業そのものは、基本的には2の日本農業の方向性と合致し、それぞれの地域で地理的・自然的条件、風土を生かした農業が展開されることになる。地域社会農業は、当然のことながら各々が置かれた条件等によって取組内容は区々、多様であり、国内でも同様の取組みは各地で見られるが、ここでは直截的に地域社会農業の本質を明らかにしてくれるアメリカのCSAと長野県伊那市での取組みを取り上げる。

<アメリカ・CSA>

CSAは、Community Supported Agricultureの略称で、「地域支援型農業」「地域で支える農業」などと訳されている。これは日本の産直・提携がスイス、ドイツ経由でアメリカに伝わり、アメリカ独自の発展をみている取組みである。^(注5)

CSAの基本は、生産者と消費者とが連携してグループを作り、生産者が作った農産

第4図 地域特性を生かす農業振興システム



出典 吉田喜一郎監修『地域社会農業』11頁

出典の注は以下のとおり

- (注) 1 吉田喜一郎『地域社会農業の可能性』昭和55年から作成。
 2 農村広場は①生活センター②農畜産物加工センター
 ③青空市場で構成することが望ましい。

物や食品を、消費者が安定的に買い支えることによって地域農業を支えているものである。日本での一般的な産直と異なっている点をあげてみると、第一に消費者は、例えば年間の農産物購入代金を、生産を開始する前に一括して支払うというように、前払いを原則としている。第二に、CSAに参加している消費者の安全安心への意識は高く、そのほとんどが有機栽培やIPM（総合的病害虫管理）によって生産されている。第三に、多くのCSAでは、消費者も生産に参画して作業の一部を分担することを規約に定めている。すなわち消費者は単に資金の前払いや野菜の供給を受けるにとどまらず、自らも農業に参画することを重視しており、消費者と生産者の垣根を低くしていく努力が織り込まれている。

またCSAの農場に作られた直売小屋は集会場や研修施設を兼ねているものが多く、ワークショップも頻繁に開催され、生産者と消費者の日常的な交流の場として機能している。

<長野県伊那市・グリーンファーム>

中山間地域において、CSAよりは広域で、民間が独自に地産地消を軸にしながらリードしているケースである。

伊那市の中央を流れる天竜川の西側にある高台にグリーンファームは設けられている。94年に小林史麿氏が私財を投じて約200m²の「産直市場」を建設し、地元農家を中心に生産された「安くて新鮮で安全な農産物を直接消費者へ提供」することをねらいにスタートした。

当初約200m²であった売り場は、その後1330m²にまで広げられ、立ち上げ時に200名だった出荷農家は、上伊那地域を中心に1600名が登録されるに至っている。出荷農家は小規模・兼業農家が多く、またサラリーマンを定年退職して帰農した人たちも多く含まれている。販売品目は野菜だけでなく、花、きのこ類、加工食品、種苗、鶏、ヤギ、農業資材とあらゆるものが販売されている。来店客は上伊那地域が主であるが、2割強は上伊那地域外となっている。年間での入店客数は約50万人で、5月連休などの多い日には3000人を超える客があり、店舗はたくさんの客でごった返している。年間での売上高は10億円、グリーンファームで働いている人は40名と貴重な地域雇用創出の場ともなっている。

グリーンファームの特徴を何点かあげておくと、まず第一に、この地域では小規模ながら地域特性を生かして多品種少量生産を行っている農家が多いが、その生産物のしっかりとした販路が確保でき、販売の実現を可能にしている。すなわちグリーンファームでの販売が中山間地域の農業を支えていくのに極めて大きな貢献を果たしている。第二に、農産物の販売だけでなく、地域の生活文化とも一体化していることである。野菜・花き・畜産は勿論のこと、おばあちゃんたちの手作り加工品、家を取り壊したときに出てきた家具やら調度品等々、地域の文化がそこに並べられた商品をとおして伝わってくる。またグリーンファームの2階の一角には本屋「コマ書店」があり、

地元をテーマとした本や地場出版の本も数多くそろえられ、地域文化の振興に寄与している。また、子供向けの本の充実度は高く、地域の子供教育にも大いに貢献している。第三に、地域のネットワークの中心になっていることである。消費者、出荷者の出会いの場であるとともに、対話の場ともなっている。そして第四に、情報発信の中核ともなっている。グリーンファームの事務所には産直新聞社の編集部が置かれており、「県エリアで産直市場・直売・手造り加工所などのネットワークを作り出すことを目指して」月刊紙「産直新聞」が発行されている。基本的には長野県内の情報に絞った、具体的・実践的な記事を追求している。さらにはグリーンファームが中心になって、信州大学や長野県等を巻き込んで、06年以降、毎年、「長野県産直・直売サミット」を開催しており、「農・官・学の連携」による産直を推進している。

（注5）CSAは1985年に、ロビン・ヴァン・エンがマサチューセッツ州のエグモントに「インディアンファーム」を作ったのが最初だとされており、93年に400あまり、00年に約1000であったものが、現在では1500から2000ものCSAが活動しているものとみられている。（エリザベス・ヘンダーソン、ロビン・ヴァン・エン [2008] 23頁）

5 地域社会農業形成の要件と条件整備

（1）地域社会農業形成の基本要件

日本農業再生にあたっての最大のポイントは明確なビジョンを設定し、これを実現していくために農業を地域からとらえ直

し、農政の見直しにつなげていくところにある。ともすれば直接支払い導入が再生の切り札と考える向きが増加している。一面ではそのとおりではあるものの、直接支払いはあくまで再生の手段にすぎず、日本農業のあり方そのものが問われなければならないと考える。

すでに述べてきたとおり地域社会農業が農業の基礎単位であり、地域社会農業を確立していくことによって地域・地域社会の自給・自立の度合いを向上させ、各地域での取組みを積み上げたものが国全体としての食料自給率向上として結果することになる。4でみた事例も含めて地域社会農業を形成していくために必要となる主なポイントを整理しておきたい。

a 地域資源の再確認

出発点は人、自然、景観、文化等、地域資源の客観的把握とこれに基づく地域資源の再確認と再評価である。このためには地元学、生き物調査、技能伝承調査等のツール活用は有効であり、あわせて「内」だけでなく「外」からの目も参画させていくことが不可欠である。

b 地域中長期営農計画策定

5年先、10年先、それぞれにそのときに想定される担い手の状況をもとに、農地の集積やどのような農産物の生産に取り組んでいくのか目標化するために、地域中長期営農計画についてしっかりと話し合う場を定期的に設けていくことが必要である。担

い手が不在となって遊休化してしまう農地を余力のある生産者に集積してもらい、集積できる担い手がない場合には、集落営農や農協出資農業生産法人を設けて補完していく等の手当を前広に検討をすすめていくことが必要である。

c 農商工連携、産官学連携等と “ヘソ”作り

地域社会農業のみならず地域社会が成り立っていくためには、地産地消はもちろんのこと、農商工連携や産学官連携等は欠かせない。自治体や農協、NPO等による“ヘソ”作りが肝心である。そして生産農家等がこれに主体的に参画できる仕組みとしていくことが求められる。

またここでの取組検討にあたっては、農家の兼業機会の確保・創出という視点をしっかり持って、農商工連携や地産地消を考えていくことが必要である。

d 関係性の重視

地域社会農業で想定される地域の範囲は「人口五〇〇〇人前後の小学校区（あるいは旧村）程度の顔見知りの社会、いわゆる面識社会^{（注6）}」が想定されているが、置かれた条件・環境によってその範囲は弾力的に考えられてしかるべきであろう。特に流域、海域、盆地等是一个の地域として想定することができよう。あわせて地域を閉鎖系としてとらえるべきではなく、都市と農村との交流等も含めて外に開かれた開放系の地域としていくことが重要である。

e 循環型農業と自給へのこだわり

消費者との関係性を回復させていくためには、極力農薬・化学肥料の使用を抑制するとともに、冬期たん水等も含めた生物多様性にも配慮した環境保全型農業に取り組んでいくという姿勢を明確に打ち出していくことが、必要条件となる。

また畜産や間伐材等地域資源を利用してのバイオマス推進によりエネルギー自給率を向上させていくとともに、現金に過度に依存しない自給経済を大事にしていかなければならない。さらには福祉、介護、教育等も含めて相互に支えあっていくことができる関係を構築していくことが望まれる。

f 地域文化と景観

生産と暮らしとが一体化する中で諸行事、伝統芸能、食文化等の地域文化が形成され、引き継がれてきた。地域文化とあわせて農村風景こそが地域に対する愛着と誇りを涵養する。地域文化と景観は農業者のみならず、大工、左官等をはじめとする職人を育て、その巧みを伝承させてきたともいえる。地域文化と景観を見直していくことが、職人の維持にもつながってくる。これこそを農商工連携の第一の柱とすべきである。

（注6）吉田喜一郎（1985，2頁）

(2) 地域社会農業形成の条件整備

地域社会農業は食料の確保・供給にとどまらず、環境、エネルギー、福祉、教育までも含めて、極力地域内で自給・自立し

ていくことを前提にした概念であり、農政の抜本的見直しをすすめていくにあたっての基礎単位となるものである。地域社会農業からの農政展開が意味するところは、これまでの霞ヶ関主導型の上位下達方式を転換すると同時に、産業としての農業と地域における暮らしを一体的・総合的に位置づけし直して対処していくことを意味する。

その意味では地方行政も含めてこれまでの縦割り行政を省庁再編によって統廃合していくとともに、全国一律の要綱による補助金等支出をあらためて、地域プロジェクトに対して予算を配布していく方式へ変更していくことが求められる。これと裏腹の関係になるが、地方自治体の企画力を大きく引き上げていくことが欠かせない。

そして地域社会農業は農協の経営基盤そのものであるとともに、地域社会農業形成

への取組みこそが協同組合活動の原点である。地域社会農業をベースにしての農協のあり方、事業展開の見直しが急がれる。

こうした戦後行政と予算執行、農協のあり方等も含めた抜本的見直しと併行させての基本計画見直しでなくては、相変わらずの現場と乖離した、絵に描いた餅に終わりがかねない。日本農業の再生のために残された時間的猶予は限られている。

<参考文献>

- ・エリザベス・ヘンダーソン、ロビン・ヴァン・エン（2008）『CSA地域支援型農業の可能性』家の光協会
- ・関原剛（2008）「論説—未来への卵—新しいクニのかたち」『未来への卵』かみえちご地域資源機構
- ・蔦谷栄一（2004）『日本農業のグランドデザイン』農山漁村文化協会
- ・蔦谷栄一（2008）「『水田維持直接支払い』による非主食用米生産」『農林金融』10月号
- ・吉田喜一郎監修・農林中金調査部研究センター編（1985）『地域社会農業』家の光協会

（つたや えいいち）



発刊のお知らせ

農林漁業金融統計2008

A4判, 190頁
頒価 2,000円(税込)

農林漁業系統金融に直接かわる統計のほか, 農林漁業に関する基礎統計も収録。全項目英訳付き。

なお, CD-ROM版をご希望の方には, 有料で提供。

〈頒布取扱方法〉

編集…株式会社農林中金総合研究所

〒101-0047 東京都千代田区内神田1-1-12 TEL 03(3233)7744

FAX 03(3233)7794

発行…農林中央金庫

〒100-8420 東京都千代田区有楽町1-13-2

頒布取扱…株式会社えいらく営業第一部

〒101-0021 東京都千代田区外神田1-16-8 TEL 03(5295)7580

FAX 03(5295)1916

〈発行〉 2008年12月

農業機械の夢

筆者は28歳の時、ヨーロッパにひと月ほど、その後アメリカに渡って約100日滞在し、日本に帰ってきた。その旅行の目的は色々あったが、最大の目的は「どうすれば日本農業がアメリカ農業に生産性で勝てるか。その方法はあるか」という疑問に答えを見出そうと思ったからである。アメリカに滞在しての私の結論は、アメリカでは平均的な作業区画が圧倒的に日本より大きく、大型の機械を導入して作業幅を広げれば労働生産性が上がるということである。それに比べて日本は大変地理条件が悪く、どんなに規模拡大をしたとしても、そこには多数の小区画の作業ほ場が分散して存在する。アメリカ農業は大区画・集約化されたほ場構造、日本は小区画多数分散型ほ場ということである。どんな政治家が出てきたとしても、100年かかってもアメリカのように大きな作業区画を日本で作ることは出来ないと私は結論を出した。

すると、どうすれば日本のような土地条件でアメリカの農業に労働生産性で勝てるかという問題に集約される。農業の機械化は主に人間の筋肉力の拡大として行われてきた。しかし、その頃すでに情報処理の機械化が多方面で進みつつあり、加速度的に今後、情報処理のコストが下がっていくと筆者は考えた。それで、日本の場合は「徹底的に機械を智能化する」、つまり「筋肉の機械化ではなく頭脳の機械化を徹底的に進める」ということが必要であると考えた。将来、米国の農家が1000馬力のトラクターを使うのであれば、日本は20馬力のトラクターを徹底的に智能化し、50カ所の離れた所で農家が一度に使うのである。そうすれば一度に農家の使う馬力は1000馬力になる。それを行うには徹底的な頭脳の機械化、つまり、知的でお利口な小型機械の出現が必要である。農業ロボットである。

20馬力くらいの小さな機械を50台量産するのと、1000馬力のトラクターを1台作るのと、生産コストがどうなるのか調べてみると、面白いことに量産効果によって小型を50台作っても大型を1台作っても、そんなにコストは変わらない

ということが分かった。農家は、お利口な機械をトラックに積んでほ場に置いてきて、スイッチを入れれば自動的に作業が始まり、作業が終わり、その時点で農家は機械を回収すれば良いのである。

日本の政府は相変わらず構造政策を進めていて、大規模農業法人を作ろうとしている。しかし、大規模農業法人における実際の問題はやはり分散化されたほ場である。大規模な農業法人が出来ても、分散化されたほ場を効率良く管理できる新しい機械化システムが出来なければ、生産性は上がらない。今から38年前になるが、私は帰国して農機新聞で頭脳の機械化の重要性を訴え、政府にも「農業ロボット等の研究に大きな資金をつぎ込んでナショナルプロジェクトでやって欲しい」と何回もお願いした。農業機械の製造者団体である(社)日本農業機械工業会にも、「ぜひ研究組合を作って通産省からお金を引き出して欲しい」とお願いした。しかし、その頃はトラクターやコンバインがよく売れているので、「岸田さんは若いから夢のようなことばかり言っている」と言って、まじめに取り合ってくれる人はほとんどいなかった。三十数年経つが、この分野への研究投資は極めて少ないものであり、研究投資を十分すれば知的な農業ロボットは実現可能だと筆者は考えている。

日本では残念ながら科学技術に対する経済学が未発達なため、どのような研究開発投資をしたら良いかが戦略的に出来ないでいる。最たる者は農業機械について機械化貧乏などと言う経済学者である。

有効な農業機械は非常に大きな経済的価値を持つものであるから、筆者の言う夢の農業機械、知的な小型の農業機械、農業ロボットの研究開発に、1兆円くらいの研究投資をしても十二分にペイすると考えている。また、生産コストは規模によって決まるというが、それは生産技術にも関係する。今は多機種・少量生産でもコストを安く生産出来るようになってきている。つまり、農業においても規模が小さいから生産性が低いというのは、生産技術、機械化技術が立ち遅れているからである。私の夢は本当に賢い農業機械が小型でたくさん生まれて、規模の大小に関わらず生産性の高い農業を実現することである。

((株)新農林社 代表取締役社長 岸田義典・きしだよしすけ)

中国農村改革の現状と課題

講師 中国共産党中央農村工作領導小組弁公室主任 陳錫文 (Chen Xiwen)

〔講師と講演について〕

本年4月5日から一週間の日程で、農中総研の招きにより、中国共産党中央農村工作領導小組の陳錫文主任を筆頭に中国農政において中心的な役割を担われている研究者グループが来日されました。日本の農村の実体と協同組合が果たしている役割等について現地視察を行い、近時の農業政策あるいは経済情勢について当社をはじめ、農林水産省、全国農協中央会等と幅広く意見交換が行われました。

中央農村工作領導小組は中央委員会に属するいわゆる中央直屬機関であり、陳錫文主任は中央農村工作會議をはじめとする農政全般を担当され、実務にかかわる農業部や国家林業局、予算にかかわる財政部や国家發展改革委員會その他の行政部門と調整を図る重責を担われています。また、党と國務院が毎年年初にその年の重要な政策課題について発表する「中央一号文件」は、09年も6年連続して「三農問題」を最優先課題とし、農村インフラ整備の加速や農業補助金の増額、農村からの出稼ぎ者による起業支援等が活動方針として明記されましたが、同主任は文件作成の中心的な役割を果たされています。

農中総研と陳錫文主任との交流の歴史は長く、日本の農協制度の調査研究のために当社を最初に訪問されてから20年を経過するに至っています。この間、農林中央金庫が北京事務所を開設した99年以降は、同主任の後援のもとに当社が定期的に北京において日本の制度を紹介するセミナーを開催し、また06年には当社と中国農村政策研究センター(中国農業大学經濟管理学院が事務局)および國務院發展研究センター農村經濟研究部の三者による共同研究をスタートすることで合意し、農村金融および協同組合に関する共同研究を一層進展させることとしました。今回の来日もこの取組みの一環であり、國務院發展研究センター農村經濟研究部の韓俊部長、中央農村工作領導小組の趙陽副局長・羅丹博士、中国農業大学經濟管理学院の辛賢副院長など、第一線で活躍されている研究者が同行されました。

次頁から掲載する講演録は、今回来日期間中の4月8日にJAビルで行われた陳錫文主任による中国農政にかかる講演会の記録です。原稿や手元資料をお持ちにならず、理路整然とデータを交えて説明された内容は、まさに農政立案の責任者でないと語ることができないものです。

陳錫文主任の視点は、「中国人民が全体として安定し幸せな生活を得るために国は何をなすべきか」の一点に絞られています。国の安定的發展、国民の幸福は決して教条主義的なアプローチでは実現できない、ということをあらためて認識することができた講演だったと思います。

((株)農林中金総合研究所専務取締役 岡山信夫)

目 次

1 中国農業・農村の現状

- (1) 農業生産の状況
- (2) 農家生活の状況
- (3) 都市化の状況

2 中国農業の課題と対応の方向

今日は、長年に渡る多くの古い友人にお会いできたことを、とても嬉しく感じています。また、中国の農村経済改革の発展の状況を紹介する機会をいただいたことに、感謝の意を表したいと思います。

今日は主に二つの話をさせていただきます。最初は、これまでの30年間、中国の農村に対しどのような改革が行われ、その結果中国の農村が現状どのような状況にあるかという点についてであります。第二は、中国農村改革において、これからどのような問題を解決していかなければならないか、という点についてであります。

1 中国農業・農村の現状

まず、現状についてであります。①農業生産の状況、②農家の生活の状況、③都市化の状況、という三つの視点からお話したいと思います。

(1) 農業生産の状況

まず、農業の生産状況ですが、現在、農業生産額がGDPに占める割合は約12%です。しかし、農村エリアには人口の54%が住んでいます。したがって、全体としてみ

た場合、農家所得は都市部に比べまだ相当低い状況にあるということです。

中国政府においては、農業政策に関して二つの目標があります。一つは、いかに食糧生産を守るかということ、もう一つは、農家の所得をいかに上げるかということです。

中国は人口が多く、土地が少ない国であり、人口一人当たりでみると、耕地は0.09haしかありません。農家数をみると、全国では2億5千万世帯の農家がありますが、耕地面積は1.22億haしかありません。平均すると1世帯の耕地経営規模は0.5haです。

食糧増産のために、これまでに様々な政策をとってきました。2004年から中国政府は農業への直接支払いを始めました。2006年には農業税（税額にして1,250億元）を廃止しました。農業税を廃止したと同時に、農業への補助が始まりました。主に4種類です。生産に対する直接支払い、優良品種を導入する際の補助、農業機械購入時の補助、近年のエネルギー価格上昇に伴う補助です。この4種類の補助全部を含めると、今年は大体1,200億元の補助となります。農業税の廃止と補助を加えると、合計で約

2,500億元の所得増加ということになります。

このような政策により、農家の食糧作付け意欲はある程度高まりました。結果として2004年から2008年まで、食糧は連続して増産になりました。昨年の食糧の生産量は5億2千万トンです。食糧の増産に関しては、現在、主に二つの課題に直面しています。一つは耕地面積と水が減少し続けているという問題です。もう一つは、食糧を作る者の所得と他の業種の所得の格差が拡大し続けているという問題です。

農地の確保に関する中央政府の目標は、はっきりとしています。2020年における、農地確保の目標水準は1億2千万haです（今現在は1億2千2百万haです）。

昨年の農業生産の状況をみると、5億2千万トンの食糧生産量は、全体の量としては国内の消費量を満たしております。なお、この点に関して若干補足しますと、今述べた統計は、国際基準とは異なります。中国でいう「食糧」の中には三大穀物以外に大豆と芋類が入っております。芋類は5キロを1キロの食糧に換算して含まれております。

穀物生産の内訳をみると、昨年のお米の生産量は1億8千万トン余りです。トウモロコシは1億5千万トン。小麦は1億1千万トン弱です。大豆は1,700万トン、残りは芋類です。穀物に関しては国内需要を満たして、やや余剰があり、特に小麦とトウモロコシには余剰があります。

最も問題になっているのは、大豆の不足、

および、植物油の不足であります。昨年1,700万トンの大豆を生産しましたが、これは国内需要の三分の一しか満たしておりません。昨年輸入した大豆は3,700万トンになりました。およそ世界の大豆輸出量の約半分を占めております。3,700万トンは搾るとおよそ700万トンの油になり、残りは大豆ミールで餌の原料になります。植物油に関しては、昨年中国国内では合計1,000万トン弱が生産されました。先ほど輸入大豆が約700万トンの油になると申し上げましたが、それでも油は不足しており、昨年は800万トン以上の植物油を輸入しました。

中国では耕地をこれ以上拡大させることは、難しいと思われます。生産量を引き上げるには、農村のインフラ、水の問題、品種改良等、生産技術の向上しかありません。実際には、これまで食糧の増産は基本的には1ムー（编者注：1ムー＝約6.67a）当たりの年間生産量の増加によってもたらされました。1ムー当たりの年間生産量が現状どうなっているかという、1ムー当たり663斤、換算すると332キロぐらいです。2000年に比べると30キロ、1ムー当たり約10%の生産量増加となります。こういう状況からみると、これから暫くの間、1ムー当たりの年間生産量を毎年1%ずつ増加させることは可能と思われます。

中国の今の耕地面積は1億2,200万ha。これを中国の単位「ムー」に直しますと18.3億ムーとなります。中国の南部は二毛作がメインです。ところによっては三毛作も行っております。作付面積は23億ムーと

なります。1ムー当たりの年間生産量で計算すると、食糧の自給のためには16億ムーの農地が必要となります。23億ムーですが、食糧の1ムー当たりの年間生産量で計算すると16億ムーは食糧の生産、残りの7億ムーは野菜や植物油になります。先ほど申し上げました3,700万トンの大豆の輸入ですが、耕地面積で換算すると自給のためには3億ムーの耕地が必要となります。800万トン余りの輸入植物油については2億ムー以上の耕地が必要になります。

中国の耕地面積の状況からみると、食糧の生産を守ることが私たちの最大の目標であり、大豆、綿花は当分の間、国際市場から調達せざるを得ない状況です。今現在行っているいろいろな政策の調整、耕地農地問題、農家の作付けインセンティブは、基本的には現在の状況を受けて行われているものです。

なぜこのような対策が必要であるかというと、勿論国内の食糧生産を守ることの必要性があるわけではありますが、もう一つは、国際価格との格差からみて、このような政策が必要になるということです。

現在、小麦とトウモロコシの国内価格は、既に国際価格を上回っておりますが、輸送コスト等を全て含めると、中国での消費地価格は、依然として国内産の方が競争力を持っております。そうしたこともあり、三大穀物は国内の努力により、当分の間輸入しなくても大丈夫だと思います。しかし、大豆価格、菜種価格は、国内価格が国際価格を大幅に上回っており、輸入に依存せざる

を得ない状況にあるということです。

こうした現状を踏まえ、私たちは三大穀物の需給を守る、不足した物は国際市場から調達するという政策を作りました。

(2) 農家生活の状況

次に、農家の生活の状況について紹介します。

農家の生活レベルは、21世紀に入ってから、大きく改善したように思います。農家一人当たりの昨年の所得は4,761円です。これを日本円に換算すると、年収は7万円程度となりますが、30年前の農家の一人当たり所得は134元にとどまっていた。30年前の農家の生活と比較すると、大幅に向上したと思います。

農家の所得がアップした以外に、近年、政府による農村エリアの公共施設に対する補助も、大幅に増えました。これは近年中国の経済発展によって、財政収入が増えたことと密接な関係があります。2002年中国共産党第16回全国代表大会時に、農村部と都市部の一元的な社会を目指して発展させていくという目標を発表しました。その際、発表した農業に対する方針とは、①農業により多くの投資を行う、②農業からの資金の吸い上げをより縮小させる、③農業の開放を進める、というものです。

基本的には2002年までの農村エリアの公共施設は、農家自身がお金を出してやってきました。政府の農村エリアに対する投資は、2003年以降になって始まったのです。これは政府の財政力が上がったことにより

可能となったものです。2000年の国家の財政は1兆3,400億元にとどまっておりますが、昨年の財政収入は6兆元を超える水準にまで達しております。農村の公共施設に投資する政府の財源は増えたということです。

農村の公共施設は二つからなっています。一つはハードのインフラで、道路、上水、下水、電気、エネルギーなどです。道路に関しては、86%の行政村に長距離バスが開通しております。電気網の改造事業は開始して10年になります。10年の努力により、チベットを除き農村エリアはほとんど電気が通じるようになりました。農家の飲み水の問題に関しては、現在、毎年5,000～6,000万世帯の農家が飲み水の問題を解決しております。エネルギーに関しては、政府が資金を出し、農家にバイオマスの利用を促しています。それは、畜産における糞尿の処理に役立つと同時に、エネルギー問題の解決にもつながっています。現在、全国の4,000万余世帯の農家がバイオマスを利用しております。

もう一つの農村エリアの公共事業はソフト的なものです。教育、医療保険システム等です。教育に関しては、この5～6年で農村の義務教育に力を入れるようになりました。中国の義務教育は9年です。義務教育を受ける子供の数は1億8千万人、その内、1億5千万人は農村エリアの農家の子供達です。2007年、中国は初めて農村エリアの子供の義務教育に対し、全面的に学費、教科書代等を無料としました。都市部では

教科書代を無料とはしておりません。教育に関しては近年、農村エリアの変化は大きいものでした。農家の子供達を中等職業学校へ進学することを奨励しております。この場合も学費は無料です。

医療に関しては、近年、新型農村協同組合の医療システムの普及を進めています。昨年8億1,400万もの農家が、この新型農村協同組合医療システムに加入しました。基本的には、全員加入という形です。ただし、このシステムのレベルは未だ低水準で、トータルでは一人年間100元、内農家の負担が20元、残りの80元を、地方政府と中央政府が折半で払っています。8億以上の農家が加入しており、一人当たり100円で計算すると800億元になり、その内の8割は、政府が払っているということです。ただし、この額自体はまだまだ低く、この保険は基本的に農家が大きな病気にかかって入院した時など、どうしようもない場合に使用するものです。以前から、農家が大きな病気になり、突然貧困に陥るといった現象が問題となっており、それに対処するという性格のものです。

文化に関しても、近年、政府の農村エリアへの投資が増えています。主に三つのプロジェクトがあります。一つはラジオ、テレビが全ての村で視聴できることです。二つ目は映画上映プロジェクトです。全ての村で月に一度映画を上映することです。三つ目は全ての村に小さな図書館を建てることです。全国には63万の村があり、即ち63万ヶ所の図書館を建てることです。

しかし、全体的にみれば、農村エリアでの文化活動は依然として乏しい状況です。農村への文化事業の投資が増えていると申し上げましたが、現状では7割が都市部、3割が農村という状況です。農村エリアの文化水準が貧困であるという状況を改善するには、まだまだ長い時間が必要です。

四つ目の社会保障システムは、2007年に初めて中国は農村エリアで最低生活保障の制度を作りました。去年一年で1,440万の農家がこの最低生活保障を受けています。この最低生活保障の水準は大変低く、1,440万の農家が受給を受けておりますが、平均すると一人・月49元です。また、今年から500の県をモデル県として、農村養老保険の改革を始めています。ご存知のとおり、中国の農村部には養老保険（年金）がなく、これまで老後を保障するのは、自分の農地と子供だけでした。

先ほど申し上げましたが、政府の農村への投入は増えてはおります。しかし、これは近年に始まったことであり、これまでは大変少なかったことから、農村と都市の格差は依然大きいものがあります。都市部と農村部の格差を申し上げますと、先ほど申し上げましたとおり農家一人当たりの昨年の所得は4,761元ですが、都市部では一人当たり1万5,871元です。平均からみても、この格差は大きいものであり、1対3.3となります。30年前の農家の一人当たりの所得は134元、都市部の一人当たりの所得は340元、所得格差は1対2.75でしたので、この格差は30年前よりも拡大しております。

中国の経済が落ち込む度に内需拡大を行っておりますが、農家の所得が上がらなければ、どのように農村市場を開拓するのでしょうか。こうした所得の格差を縮小させるには、相当の努力が必要です。

(3) 都市化の状況

三点目として、都市化の問題についてお話しします。最近公表された都市化率（编者注：都市部人口／全人口）は45.68%です。昨年、都市部に住む人口は初めて6億人を超えました。農村の人口は7億2千余りです。毎年の都市化率はおよそ1%程度上昇しております。

しかし中国の実状はそれほど簡単ではありません。都市部の6億の人口のうち、戸籍からみて2億5千万人は農村の戸籍であります。中国の本当の都市化率は、統計のデータより低くなります。

近年の都市化によって、農村から大量の人が都市部に出稼ぎにやって来ております。最新の統計では、地方の郷鎮を越え、都市部に入った出稼ぎ者は1億4千万人、地方の村を出て郷鎮エリアで出稼ぎしている者は8千5百万人です。中国の統計では5億人もの労働力があり、その内2億2,500万人は農村から都市部への労働力です。

ここで強調すべきことは、この出稼ぎ者は都市部では定住できないということです。中国ではこういう出稼ぎ者を、特別に「農民工」と呼んでおりますが、中国は都市管理制度が大変遅れており、農民工は都市部に行っても都市部の住民にはなれませ

ん。これらの出稼ぎ者を都市の住民にするには、いろいろな改革が必要です。少なくとも以下の三つが必要です。一つは、その土地で雇用され所得があること。二つ目は、その土地で住む場所が確保できること。三つ目は、その土地で社会保障システムに加入できること。もちろん、この三つを達成するには大変なコストがかかります。多くの都市の状況からみて、この三つの条件を達成させることは非常に難しい状況です。

特に今回の金融危機の発生により、中国経済は大きく影響を受けました。これまでの30年間、中国の経済の発展は基本的に外需に依存してきました。これにより中国の経済は歪んだ構造になっています。対外依存度が大変高く、貿易総額は、GDPの70%にもなっています。中国国内でも対外依存度が高すぎると、国内経済は不安定になるという点に関してはほぼコンセンサスができています。

金融危機が発生し、海外からの受注が減り、大量の輸出企業が倒産し、大量の農民工が故郷に戻らざるをえなくなりました。昨年まで、多くの経済学者は、中国の農業問題を解決させるには、なるべく早く農家を「門外移出」（都市部に行かせる）するべきだ、としていましたが、今になって反省しています。仮に大量の農家を門外移出し、農家から農地を没収し、そのうえでこうした金融危機が発生した場合、大きな社会問題になります。

今回の金融危機により、中国では国家発展モデルを再検討することになりました。

これまでの30年間、中国の経済発展は大きな成果をおさめました。同時に大きな問題をかかえております。主に三つです。一つは対外依存度が高いこと、二つ目は環境負荷、エネルギー消費が高すぎる、三つ目は経済の分布が沿海地域に偏りすぎているということです。

最近、中国政府の発表では、金融危機に対する対策、それは単純な対策ではなく、中国経済発展モデルの変化を唱えています。国の発展モデルの変化により、中国の都市化率の変化は都市の発展にも影響すると思います。2005年中国政府は新しい農村建設の目標を発表しました。都市化のみによって農村の問題を解決することは、中国では不可能です。

近年、中国政府が強調しているのは、都市化の問題は都市と農村が共に発展することによって、両輪を同時に発展することによって解決する、ということです。13億人という巨大な人口を擁す中国は、こうした政策をとらざるを得ないのです。

2 中国農業の課題と対応の方向

以上、中国農業の現状を紹介しました。これからは、今後の発展が直面する問題についてお話ししたいと思います。

昨年の10月、中国共産党第17回全国代表大会を開催し、これからの農村発展について政策を発表しました。この党大会では、これまでの30年間を総括し、2020年までに農村の発展をどのように進めるかについて

討論を行いました。討論は主に以下の三つの分野に関してであります。一つ目は農村の制度改革の継続について、二つ目は近代農業の構築について、三つ目は農村公共施設の継続強化についてです。制度改革については、六つの制度があります。経営制度、農地制度、政府の支持保護制度、農村金融制度、農村社会管理制度、公共サービス制度です。時間の関係上、今日は、この中で、主に農村の経営制度および農地制度についてお話ししたいと思います。

三中全会（中央委員会第3回全体会議）開催前には、各マスコミや経済学者が会議の内容について多くのコメントを出しております。その内容は推測にしか過ぎず、間違った内容も含まれていました。「中国は農地を私有化するのではないか」「農地の使用権も売買するのではないか」といったコメントも多くありましたが、これらは全て誤りです。

中国の土地制度は、憲法で定めている2種類があります。都市部の土地は国家所有、農村部の土地は農村集団所有となります。農民が所有するのは、あくまでも土地の請負経営使用権です。昨年10月の三中全会では、農家の請負経営使用権を延長または保護すると決定しました。農地の請負経営使用権について、1984年には使用期限を15年間とし、その後、30年間に変更し、さらに昨年10月には今後は「長久の間不変」と決めました。「長久」をどのように解釈するかは、これから決めていきます。三中全会は与党の共産党が決めたことであり、今後

の全国人民大会（日本の国会）で法律化の作業に入ります。

これからどのようなになるか判りませんが、私の個人的な考えを申し上げますと、「長久」を期間であらわせば「99年間」です。そして経営者が99年に到達した際に引き続き請負を希望すると意思表示した場合には、その使用権は継続します。これは私の個人的な推測ですが、もし農地の状況が変わらないと農家に認識されれば、農家の土地への投入のインセンティブは上昇すると思います。

三中全会の中で農家の土地に対する、ある種のインセンティブに関し、請負経営権の権利の流動化について述べられております。中国の農地の流動化はとても異質なものであり、ここで詳しく説明したいと思います。一つは請負経営権の転換です。これは農地の請負経営権を有する農家が、その権利と義務を他の人に請け負わせるということです。もう一つはレンタル（賃貸）です。権利と義務は依然として元の農家にあり、レンタルのお金も入り、権利と義務も移譲しておりません。この二つに関しては相手方については特に制限を設けておりません。同じ村の人、隣り村の人、企業でもかまいません。三つ目は置換（交換）です。請負先が3～4ヶ所に分散されており、それをまとめたいたいような場合、他の人と交換するといったケースです。その場合、相手方は同じ村の人でなければなりません。四つ目は譲渡です。土地の使用権者が完全に都市部に移住することにより、村に

請負経営権を譲渡することです。または、同じ村の人に譲渡することです。

今回の三中全会では、この四つの流動化のパターンが再度取り上げられました。80年代に既に決まっていたことですが、なぜか今回大変大きな話題になっており、マスコミでも大きく報道されて、大きな誤解が生じました。なぜこのような誤解が生じたかと言うと、これまで全く農業を研究していない研究者、他の分野の経済学者、マスコミの方など、今まで農業に携わっていない方が、突然三中全会の文献を見て、中国も土地を流動化するようになったと理解し、自分の想像で解釈をしてしまい、中国社会や世界に大きな誤解を生じさせてしまったということです。

これまで農地や農村に対し全く関心がなかった人達が、なぜ農地に大変強い関心を持ったかと言うと、農地、土地は今の中国にとってバブル、即ちお金になる重要な手段になったからです。農地を取得した人はお金を稼げる、発展のチャンスがあるという発想です。中国では、誰でも農村の土地を手に入れば、お金持ちになれるという誤解があります。

三中全会の開催中にもかかわらず、マスコミでは誤った議論がされ始めました。一つのエピソードを申し上げます。昨年10月9日の三中全会の閉会は12日の夜でした。11日の夜には中央委員の意見をまとめて修正を加え、次の日コミュニケを発表します。しかし11日夜の前にマスコミでは全く違った議論が起っていました。胡錦濤総書記

は私に「なぜマスコミは私たちが全く書いていないことを全国で騒いでいるのか」と質問しました。私が答えられずにいると、総書記は「私たちは秘密を守る仕事なのでよろしいのではないですか。内容が一切社会に漏れていない証拠です」とジョークを言いました。そのうえで総書記は「ただ、それはあまりいいことではありません。君は早くテレビに出て本当の事を全国民に説明する必要があります」と言いました。今日、古い友人が、何度もテレビで私を見たと言われましたが、これは昨年そういう状況に直面したからです。

ここで強調したいのは、農村の経営制度や農地制度について、中央政府が制度を変更するという考え方はまったくないということです。規制緩和をするというよりも、むしろ規制を強化したいという考え方です。

土地の流動化は80年代に既に始まっています。2億人以上の労働力が出稼ぎをしている現状を踏まえ、2点ほど昨年の会議の議題にあがりました。一つは農家の自主意思による流動化です。もう一つは農地が流動化して他の人に貸し出されても、農業の用途を絶対に変えてはいけないということです。

ここで申し上げたいのは、大資本や商業資本が農村エリア内で農地を賃貸し農業を行うことについては、中国の内部でも議論が厳しく対立しているということです。農業の関係者は、ほぼ全員が反対しています。大資本や商業資本が入ると、最終的に農地

が他の目的に転用され、農家の土地がなくなる結果になってしまうからです。このことに関しては、2001年に共産党中央が示した方針があります。商業資本が農村の土地をレンタルする場合、長期的なレンタルは「奨励しない」ということです。奨励しない、という言葉から見てみると、政府の反対姿勢はそれほど強硬なものではないということが判ります。絶対してはいけないとなると「禁止」という言葉になります。なぜそうしたことにとどまっているかというと、現地の利益があり、現実の問題としてそうした現象が発生しているからです。

地方政府は、商業資本を導入し、農村エリアに進出させるということには、強いインセンティブを有しています。なぜかと言うと、先ほど申し上げましたとおり、農家に対する農業税は2006年に廃止されました。そうすると地方政府は税金を集めるため、企業を進出させ、企業から税金をとるしかないからです。多くの場合は、村や郷鎮の企業を誘導し、安い価格で企業に工場や設備を建ててもらいます。同時に、回りの広い農地をこの企業に賃貸などの形式で請け負わせ、農地を所有している農家は、その農業企業の労働力になります。それであれば地方政府はこの企業から税金をとれることになります。

これは中国の財政体制そのものの問題とも言えます。中央政府から地方政府への地方交付金の大幅な不足という別の問題もあります。地方政府の財政収入はかなり不足しており、当然、地方政府は様々な対策に

よって収入を増やそうとします。現実には、相当数の企業が農村エリアに進出してきました。進出により発生した問題は主に二つあります。一つは農地の非農業化です。他の産業が行われることになりました。もう一つは、農業を行っても食糧を作らず、他の換金作物を作るようになったということです。

農地の非農業化の問題について、近年、農家の所得を上げるため各種の対策をとっています。対策の一つとして、農家の民宿の経営、いわゆる都市部の人が農村地域へ旅行に行き、農家のレストランで食事をとるということを、農家レベルでは奨励しています。しかし、企業が進出すると村全体で請け負う形となり、農家が民宿を営む形ではなく、村が大規模な観光施設をつくることになり、完全に非農業化してしまいます。

土地の流動化は80年から始まったと先ほど申し上げましたが、この流動化が農家から他の農家に譲渡されるのであれば、食糧生産への影響はありませんでした。農家は基本的にこれまで作った物をそのまま作っております。しかし、企業に譲渡、流動化した場合、企業は基本的に食糧生産をやめ、換金作物生産になっています。これは二番目の問題です。農地の非食糧化です。

この課題については、まだ検討中です。状況は把握しておりますが、法律の修正を含め、どの場合に企業は進出が可能か、進出したらどのような負担を求めるのかといった点について、中央政府、地方政府の利

益や各方面の状況を含め、これから詰めて行くことにしております。

昨年、世界的な金融危機が発生したことにより、中国の多くの人の考え方は少しずつ変わりました。昨年以來、数千万の出稼ぎ農民工が職を失い、仕方なく農村エリアに戻りました。この人達が農村に戻ったとき、ただでさえ狭い農地がなくなっていた場合、大きな社会問題が発生することは容易に想像できます。今後どのような制度を作るべきかを、私たちは現在考えております。昨年の三中全会で決めた方針の一つは農家の請負経営権を保護するということです。もう一つは全ての土地の使用効率を高め、土地を節約する、ということです。

中央政府を含め、各方面から多くの意見があります。農家の農地請負経営権について、農家の住宅建設に融資する場合、この請負経営権を担保にできるようにすることが必要だ、という意見が強くあります。しかし、中央政府はこれに対し頑なに反対し

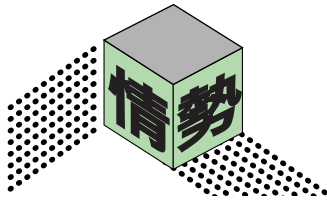
ています。担保にとられると、いざという場合、中国では仕事を失う、住宅を失う、農地も失うといった農家が増えることになります。全体として考えた場合、それ程効率が高くなくても構わないのです。最も優先しなくてはならないことは、社会の安定です。

現在、土地に関する法律には「土地管理法」、「農村土地請負経営法」、「担保法」があります。これらの法律では、農地の使用权や農家の住宅・宅地を担保にはできないと規定しています。その結果、農村金融業界にとっては厳しい状況となり、担保もないところで、どのように農村金融を行うのかが大きな課題となっています。

時間を少しオーバーしてしまいました。簡単に中国の状況を紹介させていただきました。

(本稿は、中国語による講演を(株)農林中金総合研究所の責任において日本語に翻訳して講演記録としたものである。)





「担い手」を対象とした農業融資強化の取組み

—— 2 県域での事例から ——

主席研究員 小野澤康晴

はじめに

本稿では、農協および信連において、商品設計や人員配置を含め、近年体制強化を図ってきた農業融資、なかでも「担い手」を対象とした農業融資の取組みについて、事例報告をしたい。

1 農業融資体制強化の背景

近年系統の農業融資の体制が強化されてきた背景には、大きく2つの要因がある。

まず第一に、国の農業政策の変化である。05年の新たな「食料・農業・農村基本計画」の策定以降、国の農業政策が中核的な農業経営体（いわゆる担い手）の育成に絞られるなかで、農協でも、各農家の今後の生産意向把握も含め、担い手育成という政策への対応を行ってきた。

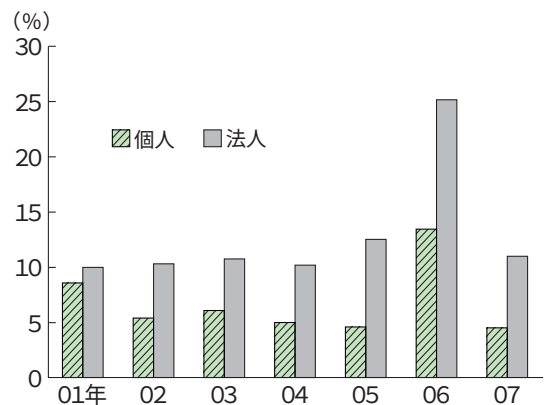
このため多くの農協で営農部門に担い手対応の専任担当者が配置されるなど、担い手支援という観点からの営農部門の体制充実が図られてきた。また営農部門による担い手支援と連携して、信用部門においても、担い手を対象とした融資商品を開発・提供するなど、信用事業での担い手支援策をと

っている農協・信連が増えている。

第二に、地銀等の農業融資強化に対抗する必要性が高まっていることである。地銀等の農業融資強化の動きの詳細は別稿に譲る。

営農継続を志向する農家ではこれまでも経営規模の拡大による効率化を図ってきたが、国の農業政策が一定以上の経営規模の農業経営体を重視した支援へと変化してくるに伴い、農業経営においても、法人形態を選択する農業経営体が増加している。例えば、認定農業者のなかでも法人形態は、絶対数は少ない（07年が12,240、個人は227,047人）ものの、増加率が近年では常に個人の認定農業者数を上回っている（第1図）。

第1図 認定農業者数の個人、法人別増加率の推移（前年比）



資料 農林水産省「認定農業者制度について」

（注）この認定農業者数は、当該年度に新規に認定農業者になった人数ではなく、当該年度における認定農業者の現在数である。

従来、地銀等の取引先である農業法人と、農協利用者である農家との間には、法人経営と家族経営という経営形態の相違に加え、収益性を重視する地銀等では法人経営でも大規模層を主な取引対象としていたとみられるが、近年は地銀等も、融資ノウハウの蓄積による審査コストの削減（スコアリングの導入）もあり、融資実績の拡大に向けて、中規模以下層の法人、ないし経営規模の大きな個人までも、取引先の候補として位置づけてきているとみられる。その結果、農業融資について、利用者をめぐる農協と地銀等との競合が強まっている。

国の政策が変化し、地銀等が農業経営体を有望な融資拡大分野と位置づけて攻勢をかけているなかで、農協系統の現場ではどのようにそれに対抗しているのか、その際課題となるのは何か、2つの事例に基づいて考えてみたい。

2 A県における信連・農協の農業融資体制強化の事例

(1) 農業融資の体制強化

A県は九州地方に位置する農業の盛んな県であり、畜産や園芸作物等の生産が大きい。A県信連では、これまでも農業融資を重視してきていたが、4年前の機構改革で農業部農業融資課を設置し、県内農協の農業金融に関するセンターとしての機能を更に強化した。

この背景には、県内の地銀を始め都銀等も含めて、農業分野への融資を強化する動

きがあり、それに対抗することも要因の1つであったという。

それまでの体制では、農業融資について、農林漁業金融公庫の受託業務については公庫課が担当し、プロパー資金については、農業融資を含め融資課が担当していた。研修機能も、農業融資担当部署と別に、研修課で担当していた。そのように、それぞれの部署で担当していた業務について、農業融資に関する機能を集約化したのが農業融資課である。

農業融資に関するセンター機能を明確化したことで、農業融資に関する農協からの相談も集まりやすくなったという。ただし、農業融資は農協の本来業務という位置づけであるため、農協がまず窓口として借入希望者に対応し、対応が難しい場合、農協からの相談を受けて信連が可能な協力をしていくという協調スタイルである。

しかし信連としては、地銀等の農業融資強化への対抗上も、担い手向けの融資商品の利用促進に向けた研修などを企画し、その開催を農協に積極的に提案して、農協自体の農業融資への取組み強化について働きかけてきた。

例えば研修については、農協の融資担当者に農業融資に関する研修をするだけでなく、組合員の営農状況について最も良く理解していて、かつ組合員宅を訪問する機会も多い営農・経済関係職員向けの農業融資の研修会を農協に提案し、開催もしている。また農協から推薦された農業者に対して、農業融資の説明会を行った例もあるとい

う。農業融資については、農協の本来業務とはいえ、人員体制を考えれば営農・経済事業と信用事業の連携強化が重要であり、信用事業担当職員だけでなく、営農・経済事業担当職員も、系統の農業融資の取組みについて理解を深めてもらうことが必要という。

ただし農業融資の窓口機能を強化するといっても、最終的には農協の考え方によることは言うまでもない。

(2) 農協からの相談の内容

農業融資について農協から信連に相談があるケースとしては、まず、融資金額が大きくて農協単独での融資が難しい案件がある。これについては案件の詳細を把握した上で、信連として協力できる範囲で協調融資をしていくということである。

次いで、借入者が農協の共同販売から離れてしまい、農協としての融資が難しいという案件がある。農協では難しいが、融資でのつながりを確保することが、将来の共同販売にプラスになる可能性もあり、信連で融資対応できないか相談が寄せられるということである。

共同販売から離れた組合員に対して融資が難しいという点について、聞き取りをしたわけではないが、私見では次のように考える。農協の場合、組合員に対する融資は、これまで指導金融としての面を重視してきたことが影響しているのではないかということである。営農指導員が営農計画や経営計画策定に関与し、それらの計画実現のた

めに必要な融資について応じ、融資の結果実施される営農計画を、共同販売のなかで着実に実現していくというアフターフォローを行う。そうした営農指導や共同販売と一体化した信用事業のなかでは、それらの枠組みから大きくはずれた組合員に対して、「融資だけ」応じるというのはなかなか難しい面があったと考えられる。

このような案件に対しても、信連としては、個別に審査をクリアすれば融資可能であることは言うまでもない。それだけでなく、融資を通じて信連とのつながりが保たれれば、場合によっては経済連を経由した契約販売なども紹介可能で、農協がそこに関わってくれば農協の共同販売の枠組みにも戻すことができる。そうなれば、農協自体が融資を行うことも可能になるというような先々の展望を見据えて、融資でできた関係を通じ、販売などの面でのつながりの機会を見出すことが重要であると考えているとのことである。

(3) 地銀等への対抗としての融資体制構築

地銀等の融資手法については、資金需要のありそうな有望先にターゲットを絞って積極的に訪問し、資金ニーズを早めに把握して融資実行していった点が、農協の農業融資残高への影響が大きかったと認識している。地銀等が農業融資を積極的に伸ばそうとしているなかでは、従来の系統の農業融資体制、つまり、組合員からの相談を受けて融資部門が動き出す、いわゆる「待ち」

の体制だけでは、組合員に対して十分な機能を提供できなくなっていると考えている。

その意味で、農業融資の知識を持った職員が、資金需要の見込まれる先を積極的に訪問することで、資金需要を早期に把握して融資につなげていくことが重要であると、農協に働きかけている。ただその際、組合員宅に訪問する農業融資の担当者の設置まで必要かどうかは、農協の判断次第と考えている。農協の場合、農家組合員に対しては、営農指導員や販売担当職員などが定期的に訪問しており、その上更に資金ニーズの把握だけで担当者が訪問することが効率的かどうかは、農協ごとに判断が分かれるからである。営農指導員や販売担当職員に農業融資の知識を身につけてもらい、資金ニーズについても、早期に把握して信用事業担当者に情報を伝えてもらえば良いという面もある。後述するように、実際に県内農協において、農業融資担当の、出向く職員を設置した農協と、営農指導員・販売担当職員との連携強化で対応している農協があった。

(4) 更に強化すべき課題

以上のように、①信連における農業融資専担部署の設置、②農協と信連の連携強化、③農協においても、組合員農家の資金ニーズをより積極的に把握する体制の構築など、農業融資の体制強化をしてきたなかで、今後更に強化すべき課題も次第に明確になっているという。

その一つは、法人化した、あるいは法人化を志向する組合員に対する経営相談機能の強化である。これまで農協の組合員が個人中心であったため、農家の青色申告などは支援をしてきたが、組合員が法人化する際には、農協としては特に何かをする体制にはなっていなかった。このため、法人化の際に外部の税理士やコンサルタントとの関係を深めた組合員が、法人化後に、農協との取引に距離を置き始める例が多かったという。

この点はこれまでの弱みとして認識し、組合員が法人化する際にも、農協で法人化を支援し、農協職員が法人税などの知識も身につけて、法人化後も、引き続き農協で技術指導から経営相談まで幅広く相談に応じられる体制をつくることが重要と考えている。

そのために、県中央会・各連合会共通部署として、「JA農業法人サポートセンター」を設置した。同センターは、各連合会から人員を配置し、法人化並びに法人化を志向する組合員に対して、系統全体で総合的などのような支援ができるか、連合会間の連携で考えていくための組織である。同センターは農協との間で共同取組に関する確認を行いながら、管内農業法人等への同行訪問、農業法人からのニーズの聞き取りなどを行い、それらのニーズに対して系統全体で対応可能な方策を考えていく。それとともに、同センターは農協段階での法人化対応力強化の拠点としての機能も果たすものである。

課題の第二は、営農類型ごとの経営支援ツールの開発である。農業は畜産、施設園芸、稲作などその種類によって経営のあり方が大きく異なり、経営の現状をデータで把握する場合のポイント、経営を改善させるためのポイントなどについて、同じ分析ツールの利用には限界がある。農協で個別に持っている経営分析のノウハウを農業種類別にシステム化し、一定程度の経営分析や提案ができるような基盤をつくり、その上で、更に個別の相談対応力を強化していくことが、組合員の経営のために役立つ農協づくりには不可欠であると考えている。地銀等では、経営分析ツールは、審査のための利用が中心になると思われるが、農協では、それを経営改善提案ツールとして利用でき、実際に経営改善のための具体的な対応まで、営農指導などを通じて全面的に提供可能である。そういった、経営改善提案力や実行力を高めていくことにより、いったん農協から離れた農業法人等も、農協を見直すきっかけになると考えている。

(5) A県の農協での取り組み事例

以上のような県全体での取組み強化の方針を受け、農協でも、それぞれに合った形で農業融資の体制強化、営農・経済部門との連携強化などが図られてきている。

例えば、B農協では、営農・経済部門の職員向けの農業融資説明会を開催して、経済事業担当者にも農業融資についての理解を深めてもらうとともに、経済事業担当者が農業融資について相談する相手となる農

業融資相談員を各支所と本所に置いて、農業融資について、経済事業と信用事業の連携を強化している。さらに、農業法人を中心に外向く営業体制を構築してきたが、そのなかから、法人化支援が可能な職員を育成し、組合員が法人化する際にも農協が支援を行うことで、法人化した組合員に対しても、引き続き農協で十分な支援ができる体制をつくろうとしている。また信連の農業融資担当部署が明確になったことで、相談しやすい体制となったと同農協では評価しており、協調融資の実績もあがっているとのことである。

C農協では、地銀等が組合員を訪問することが増えてきたことに対抗し、本所の金融課に、農業融資の営業担当を設置し、農業法人を中心に、農協から出向いて資金需要などを把握する体制とした。営農部門との連携も重要だが、やはり融資について専門性の高い職員を、農業法人対象に訪問させることが必要という判断である。また農業融資の担当である農業融資相談員を各支所に配置し、信連との連携を密にしているとのことである。

3 D県における信連・農協の農業融資体制強化の事例

(1) 農業融資の体制強化

D県は、関東・東山地方の比較的農業の盛んな県である。ここでは、信連に農業融資の専担部署である農業融資課を設置し、農協にも農業融資の担当者を置くなどの農

業融資体制の強化を図ってきた。

農業融資の体制強化を行っても、これまでの農協の農業融資の枠組みが変化し、十分に機能を発揮するまでには、ある程度の時間を要するとのことである。

具体的には、担い手支援のための資金を信連が提供したが、それは、農協で融資するには金額が大きい案件への対応や、農協の共同販売から離れた組合員（一定規模以上の農業法人を想定）で農協が融資しにくい先を信連が金融面での取引を行って、系統とのつながりを回復するきっかけにするという狙いを持つものだった。

農業融資は農協の本来業務ということで、信連の担い手支援のための資金は農協から紹介を受けた先に対して融資することになるが、実際に農協から紹介された案件のなかには、本来農協が融資判断をすべき小口の農業融資が含まれていた。そのため、要項を改正して貸付金額の最低限度額を設けたという。また、その担い手支援のための資金は、ある程度の大口融資を想定し、優良な担い手に対する支援という意味もあって、優遇金利を設定していたが、農協でも同じような担い手支援のための融資に取り組むケースもでてきて、そういった農協との間の協調を図る、新たな措置も講じたという。

(2) 経営支援システム構築のための課題

また、より専門的な経営に移行しつつある組合員に対して支援をするための経営支援システムについても、構築の必要性は感

じているものの、県内は稲作、青果、果樹、畜産その他、極めて多様な農業経営となっていて中心的な営農類型が定め難く、そのようなシステム構築に向けての合意形成には時間がかかるのではないかとのことであった。

このように、農業融資の体制強化を図る場合、農協と信連の間の意思疎通や連携を密にすることが極めて重要であり、また、営農類型が多様な場合、その多様さが、高度な相談対応構築のために克服すべき大きな課題になる。

おわりに

地銀等が、担当者の配置も含めて本格的に農業金融に参入するという状況変化のなか、農協の農業金融も、指導金融という面はしっかりと維持しつつ、組合員の経営高度化に対応して相談対応力を更に高めながらも、組合員の資金ニーズを早期に把握する体制構築が求められよう。

そのためには、農業融資の担当者が出向く体制や、営農・経済の担当職員に農業融資についての認識を深めてもらい、資金ニーズに関する情報を融資担当に早めにつないでもらう体制などが必要であろう。

また必要資金の規模が大きい融資案件の増加も見込まれるため、信連との連携強化も更に必要性が高まろう。

その際、農業融資が農協の本来業務であるために、農協ごとの独自性が強く、一致した取組みにしづらい面もあるという点を

克服していくことが重要であると考えられる。

地銀等は、本店の企画セクションや農業融資の担当者の指示のもと、本店・支店が一体となって農業融資に取り組んでいる。個別農協の独自性を尊重すべきなのは当然であるが、例えば信連の補完機能が十分に発揮されるためにも、県域が一体となった取組みが前提と考えられる。県域一体となった取組みにおいては、指示する側・指示

される側という関係ではなく、系統団体が、単協・連合会という立場を超えて、また経済事業と信用事業の枠を超えて連携を強化することが重要であろう。

農業融資という農協の本来業務に対する地銀等の広範な参入の動きを、系統の農業融資の体制を見直して更に強化する機会としていく必要があると思われる。

(おのざわ やすはる)



統計資料

目次

1. 農林中央金庫 資金概況 (海外勘定を除く)	(47)
2. 農林中央金庫 団体別・科目別・預金残高 (海外勘定を除く)	(47)
3. 農林中央金庫 団体別・科目別・貸出金残高 (海外勘定を除く)	(47)
4. 農林中央金庫 主要勘定 (海外勘定を除く)	(48)
5. 信用農業協同組合連合会 主要勘定	(48)
6. 農業協同組合 主要勘定	(48)
7. 信用漁業協同組合連合会 主要勘定	(50)
8. 漁業協同組合 主要勘定	(50)
9. 金融機関別預貯金残高	(51)
10. 金融機関別貸出金残高	(52)

統計資料照会先 農林中金総合研究所調査第一部

TEL 03 (3233) 7746

FAX 03 (3233) 7794

利用上の注意 (本誌全般にわたる統計数値)

- 1 数字は単位未満四捨五入しているので合計と内訳が不突合の場合がある。
- 2 表中の記号の用法は次のとおりである。
「0」 単位未満の数字 「-」 皆無または該当数字なし
「…」 数字未詳 「△」 負数または減少
「※」 訂正数字

1. 農 林 中 央 金 庫 資 金 概 況

(単位 百万円)

年 月 日	預 金	発行債券	そ の 他	現 金 預 け 金	有価証券	貸 出 金	そ の 他	貸借共通 合 計
2004. 3	39,898,619	5,216,869	14,224,928	2,142,846	33,387,202	17,416,158	6,394,210	59,340,416
2005. 3	39,600,643	4,704,414	16,291,656	1,469,342	37,382,703	15,436,450	6,308,218	60,596,713
2006. 3	39,508,924	4,787,716	25,336,959	723,299	45,562,031	11,626,746	11,721,523	69,633,599
2007. 3	40,365,101	4,471,357	22,647,264	384,733	43,714,073	12,484,489	10,900,427	67,483,722
2008. 3	38,326,642	4,822,176	16,439,895	508,168	36,226,816	9,471,438	13,382,291	59,588,713
2008. 10	36,777,569	5,067,439	14,558,809	3,550,316	33,128,536	9,111,463	10,613,502	56,403,817
11	36,042,672	5,090,090	15,669,915	1,827,609	35,167,198	9,303,955	10,503,915	56,802,677
12	37,146,683	5,131,502	16,325,498	3,619,532	36,078,979	9,466,736	9,438,436	58,603,683
2009. 1	37,379,516	5,176,548	15,667,082	2,770,824	36,663,980	9,699,215	9,089,127	58,223,146
2	38,560,404	5,219,717	19,149,106	3,077,530	40,153,251	10,379,042	9,319,404	62,929,227
3	37,327,269	5,255,031	18,640,726	1,851,473	39,534,480	10,677,799	9,159,274	61,223,026

(注) 単位未満切り捨てのため他表と一致しない場合がある。

2. 農林中央金庫・団体別・科目別・預金残高

2009年3月末現在

(単位 百万円)

団 体 別	定期預金	通知預金	普通預金	当座預金	別段預金	公金預金	計
農 業 団 体	30,168,389	70	682,542	48	108,312	-	30,959,362
水 産 団 体	1,123,405	-	72,765	3	4,546	-	1,200,719
森 林 団 体	1,513	13	18,213	8	8	-	19,755
そ の 他 会 員	207	-	2,251	-	-	-	2,458
会 員 計	31,293,514	83	775,770	60	112,867	-	32,182,294
会 員 以 外 の 者 計	372,826	38,809	327,213	91,324	4,313,603	1,201	5,144,975
合 計	31,666,340	38,892	1,102,983	91,384	4,426,469	1,201	37,327,270

(注) 1 金額は単位未満を四捨五入しているので、内訳と一致しないことがある。 2 上記表は、国内店分。
3 海外支店分預金計 174,295百万円。

3. 農林中央金庫・団体別・科目別・貸出金残高

2009年3月末現在

(単位 百万円)

団 体 別		証 書 貸 付	手 形 貸 付	当 座 貸 越	割 引 手 形	計
系 統 団 体 等	農 業 団 体	56,183	6,524	169,676	0	232,384
	開 拓 団 体	228	18	-	-	246
	水 産 団 体	15,903	4,528	13,355	8	33,793
	森 林 団 体	2,778	8,980	4,779	63	16,600
	そ の 他 会 員	20	389	120	-	529
	会 員 小 計	75,112	20,440	187,930	70	283,552
	その他系統団体等小計	131,147	30,209	47,038	120	208,513
	計	206,259	50,649	234,968	190	492,065
関 連 産 業 そ の 他		2,087,006 6,279,076	42,589 7,414	1,579,981 179,549	10,019 100	3,719,593 6,466,141
合 計		8,572,341	100,652	1,994,498	10,309	10,677,799

(貸 方)

4. 農 林 中 央 金

年 月 末	預 金			譲 渡 性 預 金	発 行 債 券
	当 座 性	定 期 性	計		
2008. 10	3,701,968	33,075,601	36,777,569	1,000	5,067,439
11	3,101,468	32,941,204	36,042,672	-	5,090,090
12	4,847,374	32,299,309	37,146,683	2,600	5,131,502
2009. 1	5,431,305	31,948,211	37,379,516	5,590	5,176,548
2	6,731,580	31,828,824	38,560,404	3,200	5,219,717
3	5,660,408	31,666,861	37,327,269	-	5,255,031
2008. 3	4,714,978	33,611,664	38,326,642	63,000	4,822,176

(借 方)

年 月 末	現 金	預 け 金	有 価 証 券		商品有価証券	買 入 手 形	手 形 貸 付
			計	う ち 国 債			
2008. 10	81,234	3,469,082	33,128,536	8,923,927	33,140	-	98,397
11	74,344	1,753,265	35,167,198	11,556,479	30,751	-	94,854
12	66,129	3,553,403	36,078,979	13,158,149	25,666	-	97,474
2009. 1	74,165	2,696,659	36,663,980	14,247,460	10,665	-	99,744
2	82,498	2,995,031	40,153,251	14,328,706	11,707	-	102,524
3	94,010	1,757,463	39,534,480	14,115,853	10,651	-	100,651
2008. 3	145,137	363,030	36,226,816	8,802,241	32,239	-	116,609

(注) 1 単位未満切り捨てのため他表と一致しない場合がある。 2 預金のうち当座性は当座・普通・通知・別段預金。
3 預金のうち定期性は定期預金。 4 2005年3月、科目変更のため食糧代金受託金・食糧代金概算払金の表示廃止。

5. 信 用 農 業 協 同 組

年 月 末	貸 方				
	貯 金		譲 渡 性 貯 金	借 入 金	出 資 金
	計	う ち 定 期 性			
2008. 9	51,032,698	49,495,359	546,759	307,738	1,346,263
10	51,152,442	49,477,180	617,376	357,736	1,346,263
11	51,190,185	49,617,984	556,096	357,738	1,346,263
12	51,666,522	49,670,346	355,412	363,287	1,346,530
2009. 1	51,285,203	49,627,688	456,255	363,287	1,348,202
2	51,538,775	49,662,361	470,665	413,288	1,398,610
2008. 2	51,431,141	49,647,603	646,375	261,065	1,287,784

(注) 1 貯金のうち「定期性」は定期貯金・定期積金の計。 2 出資金には回転出資金を含む。
3 1994年4月からコールローンは、金融機関貸付から分離。 4 2009年3月末値は、7月号にて掲載予定。

6. 農 業 協 同 組

年 月 末	貸 金			方 入 金	
	貯 金		計	計	うち信用借入金
	当 座 性	定 期 性			
2008. 9	24,580,204	58,226,068	82,806,272	565,958	396,358
10	25,178,399	58,001,245	83,179,644	558,237	386,870
11	24,900,231	58,309,362	83,209,593	562,911	392,380
12	25,153,066	58,761,983	83,915,049	530,550	364,862
2009. 1	24,673,785	58,687,695	83,361,480	541,734	376,809
2	25,187,959	58,528,209	83,716,168	547,105	381,548
2008. 2	24,986,764	57,427,296	82,414,060	547,585	378,310

(注) 1 貯金のうち当座性は当座・普通・貯蓄・通知・出資予約・別段。 2 貯金のうち定期性は定期貯金・譲渡性貯金・定期積金。
3 借入金計は信用借入金・共済借入金・経済借入金。

庫 主 要 勘 定

(単位 百万円)

コ ー ル マ ネ ー	受 託 金	資 本 金	そ の 他	貸 方 合 計
610,000	4,594,289	2,016,033	7,337,487	56,403,817
735,000	4,754,298	2,016,033	8,164,584	56,802,677
540,000	5,103,084	2,040,833	8,638,981	58,603,683
738,000	4,435,751	2,040,833	8,446,908	58,223,146
664,000	4,709,636	2,040,833	11,731,437	62,929,227
510,000	4,077,454	3,421,370	10,631,902	61,223,026
758,000	4,401,193	2,016,033	9,201,669	59,588,713

貸 出 金				コ ー ル	そ の 他	借 方 合 計
証 書 貸 付	当 座 貸 越	割 引 手 形	計			
6,990,580	2,010,798	11,687	9,111,463	2,663,458	7,916,904	56,403,817
6,991,882	2,202,232	14,986	9,303,955	2,064,440	8,408,724	56,802,677
7,103,284	2,250,405	15,571	9,466,736	1,849,570	7,563,200	58,603,683
7,457,613	2,127,464	14,392	9,699,215	1,874,635	7,203,827	58,223,146
8,152,960	2,108,406	15,150	10,379,042	1,545,163	7,762,534	62,929,227
8,572,340	1,994,497	10,309	10,677,799	1,155,692	7,992,931	61,223,026
7,524,009	1,815,057	15,761	9,471,438	1,823,000	11,527,053	59,588,713

合 連 合 会 主 要 勘 定

(単位 百万円)

現 金	借		方				
	預 け 金		コーローン	金銭の信託	有 価 証 券	貸 出 金	
	計	う ち 系 統				計	う ち 金 融 機関貸付金
54,226	29,291,738	29,149,578	10,000	422,965	16,681,858	6,629,829	1,327,792
53,023	29,207,941	29,057,612	0	422,680	16,969,488	6,772,663	1,309,254
61,605	29,301,315	29,154,181	0	408,480	16,878,299	6,812,400	1,304,793
107,947	29,762,103	29,615,210	0	407,180	16,466,814	6,902,516	1,292,097
71,364	29,362,818	29,233,018	15,000	409,544	16,640,250	6,966,461	1,282,534
77,161	29,723,098	29,599,011	0	406,244	16,706,720	6,938,923	1,266,582
48,129	30,223,550	30,070,543	0	387,462	16,709,116	6,624,201	1,373,367

合 主 要 勘 定

(単位 百万円)

借							方		報 告 組 合 数
現 金	預 け 金		有価証券・金銭の信託		貸 出 金				
	計	う ち 系 統	計	う ち 国 債	計	う ち 農 林 公庫貸付金			
388,343	56,572,352	56,305,338	4,715,425	1,583,305	22,818,051	282,742	765		
375,406	56,790,037	56,523,940	4,827,329	1,607,237	22,876,096	282,250	762		
381,801	56,728,164	56,465,376	4,839,272	1,566,452	22,890,911	281,746	762		
438,251	57,366,799	57,092,053	4,781,574	1,489,969	22,826,722	273,121	759		
377,880	56,779,192	56,524,197	4,850,007	1,518,527	22,813,877	271,471	758		
363,936	57,023,868	56,770,570	4,868,220	1,518,568	22,903,072	269,667	757		
380,758	57,072,935	56,814,512	4,375,235	1,436,200	22,064,135	271,075	808		

7. 信用漁業協同組合連合会主要勘定

(単位 百万円)

年 月 末	貸 方				借 方				
	貯 金		借 用 金	出 資 金	現 金	預 け 金		有 価 証 券	貸 出 金
	計	うち定期性				計	うち系統		
2008. 12	2,054,768	1,389,984	3,544	54,466	13,902	1,303,794	1,273,443	167,577	603,881
2009. 1	2,027,070	1,380,337	3,544	54,469	14,150	1,281,512	1,255,036	168,661	597,086
2	2,033,224	1,375,574	3,543	54,469	13,249	1,292,711	1,265,670	169,162	592,460
3	2,025,547	1,353,206	3,483	55,193	14,808	1,272,230	1,239,884	168,359	596,985
2008. 3	2,018,165	1,347,088	3,590	54,235	15,967	1,276,583	1,240,801	151,675	610,420

(注) 貯金のうち定期性は定期貯金・定期積金。

8. 漁 業 協 同 組 合 主 要 勘 定

(単位 百万円)

年 月 末	貸 方					借 方						報 告 組合数
	貯 金		借 入 金		払込済 出資金	現 金	預 け 金		有 価 証 券	貸 出 金		
	計	うち定期性	計	うち信用 借 入 金			計	うち系統		計	うち農林 公庫資金	
2008. 10	932,252	539,721	177,561	134,301	119,058	7,698	879,083	865,508	6,727	241,776	9,136	171
11	913,066	515,123	167,338	126,037	119,025	8,334	867,712	854,481	6,726	234,708	7,908	170
12	915,455	517,470	158,545	120,627	119,492	7,920	875,948	862,113	6,780	226,971	7,563	170
2009. 1	893,330	513,760	158,667	120,414	117,027	7,867	857,565	845,410	6,726	225,894	7,599	170
2008. 1	907,627	520,291	179,414	131,511	120,088	8,429	855,864	843,947	6,848	247,318	8,298	175

(注) 1 水加工協を含む。 2 貯金のうち定期性は定期貯金・定期積金。
3 借入金計は信用借入金・共済借入金・経済借入金。

9. 金融機関別預貯金残高

(単位 億円, %)

			農 協	信 農 連	都市銀行	地方銀行	第二地方銀行	信用金庫	信用組合	ゆうちょ銀行
残高	2005. 3		776,686	483,911	2,470,227	1,878,876	539,624	1,074,324	156,095	2,141,490
	2006. 3		788,653	486,640	2,507,624	1,888,910	541,266	1,092,212	159,430	2,000,023
	2007. 3		801,890	496,044	2,487,565	1,936,818	546,219	1,113,773	160,673	1,869,692
	2008. 3		820,756	509,860	2,525,751	1,956,991	555,619	1,137,275	163,300	1,817,438
	4		823,346	512,934	2,517,167	1,967,121	556,751	1,148,256	164,183	—
	5		823,870	509,856	2,513,056	1,964,189	555,408	1,144,768	163,767	—
	6		834,277	517,367	2,522,926	1,992,541	561,648	1,155,357	165,028	P 1,811,386
	7		829,555	515,752	2,494,784	1,964,304	555,851	1,149,392	164,184	—
	8		833,420	517,512	2,467,667	1,973,805	558,050	1,156,253	165,016	—
	9		828,063	510,327	2,492,534	1,959,024	556,280	1,154,027	165,282	1,785,614
	10		831,796	511,524	2,479,419	1,941,852	550,976	1,148,779	164,111	—
	11		832,096	511,902	2,515,687	1,962,888	554,681	1,150,106	163,834	—
	12		839,150	516,665	2,490,156	1,986,613	562,146	1,164,845	165,426	P 1,791,006
	2009. 1		833,615	512,852	2,495,172	1,967,493	556,744	1,154,008	164,312	—
	2		837,162	515,388	2,509,446	1,985,512	560,267	1,161,888	164,530	—
3	P	833,068	P 508,917	P 2,550,741	P 2,002,025	P 560,994	P 1,154,488	P 163,633	—	
前年同月比増減率	2005. 3		2.2	△1.6	0.6	2.9	△2.3	1.8	2.3	△12.0
	2006. 3		1.5	0.6	1.5	0.5	0.3	1.7	2.1	△6.6
	2007. 3		1.7	1.9	△0.8	2.5	0.9	2.0	0.8	△6.5
	2008. 3		2.4	2.8	1.5	1.0	1.7	2.1	1.6	△2.8
	4		2.2	2.6	0.5	1.4	1.2	2.1	1.6	—
	5		2.4	2.4	△1.2	1.6	1.8	2.4	1.8	—
	6		2.2	2.5	1.5	1.9	1.3	2.0	1.4	P △2.0
	7		2.0	2.5	1.2	1.9	1.4	2.1	1.4	—
	8		2.2	1.8	1.0	2.7	2.0	2.5	1.6	—
	9		1.9	1.2	2.0	1.4	0.8	1.7	1.1	△1.3
	10		1.9	0.8	1.3	1.6	0.7	1.6	0.9	—
	11		1.9	0.4	0.4	2.0	1.1	1.8	0.8	—
	12		1.5	0.1	1.2	1.6	0.7	1.4	0.3	P △3.5
	2009. 1		1.5	0.1	0.6	1.9	1.3	1.6	0.8	—
	2		1.6	0.2	0.8	2.7	1.5	1.9	0.7	—
3	P	1.5	P △0.2	P 1.0	P 2.3	P 1.0	P 1.5	P 0.2	—	

(注) 1 農協、信農連は農林中央金庫、ゆうちょ銀行はゆうちょ銀行ホームページ、信用金庫は信用金庫ホームページ、信用組合は全国信用中央組合協会、その他は日銀資料（ホームページ等）による。
2 都銀、地銀、第二地銀および信金には、オフショア勘定を含む。
3 農協には譲渡性貯金を含む（農協以外の金融機関は含まない）。
4 07年10月から公表される郵便貯金残高の定義が変更されたため、07年9月以前の数値と連続しない。
5 08年3月から公表される郵便貯金残高の定義が再変更されたため、08年2月以前の数値と連続しない。また、08年3月から郵便貯金残高の公表は4半期毎となった。

10. 金融機関別貸出金残高

(単位 億円, %)

			農 協		信 農 連		都市銀行		地方銀行		第二地方銀行		信用金庫		信用組合		ゆうちょ銀行	
残高	2005. 3		207,788		49,097		1,836,301		1,370,521		401,920		620,948		91,836		4,814	
	2006. 3		207,472		50,018		1,864,176		1,401,026		410,170		626,706		93,078		4,085	
	2007. 3		212,165		51,529		1,808,753		1,442,604		416,589		634,955		93,670		3,282	
	2008. 3		215,983		52,468		1,804,791		1,480,672		426,447		635,433		93,828			
	4		215,063		51,670		1,796,710		1,469,591		423,089		629,273		93,284		-	
	5		217,773		52,170		1,795,040		1,475,075		424,488		631,662		93,446		-	
	6		217,915		51,472		1,809,150		1,475,748		423,394		630,413		93,075		-	
	7		218,836		51,787		1,809,638		1,480,549		423,824		631,571		93,219		-	
	8		218,996		52,671		1,807,710		1,485,052		424,651		633,797		93,333		-	
	9		219,723		53,020		1,800,697		1,492,928		427,507		638,492		93,691		-	
	10		219,760		54,634		1,835,612		1,495,606		425,748		635,823		93,416		-	
	11		219,911		55,076		1,860,324		1,509,105		427,783		638,758		93,646		-	
	12		219,321		56,104		1,905,356		1,536,974		433,566		649,019		94,536		-	
	2009. 1		219,206		56,840		1,886,808		1,532,818		431,611		646,017		94,522		-	
	2		219,614		56,723		1,893,904		1,533,454		431,414		646,615		94,047		-	
3 P		224,504 P		56,470 P		1,954,719 P		1,549,677 P		436,743 P		650,235 P		94,718 P		-		
前年同月比増減率	2005. 3		△0.9		△0.2		△4.7		1.4		△4.3		△0.2		0.7		△16.4	
	2006. 3		△0.2		1.9		1.5		2.2		2.1		0.9		1.4		△15.1	
	2007. 3		2.3		3.0		△3.0		3.0		1.6		1.3		0.6		△19.7	
	2008. 3		1.8		1.8		△0.2		2.6		2.4		0.1		0.2		-	
	4		1.7		1.6		0.0		2.7		2.1		△0.1		0.0		-	
	5		1.8		2.0		0.7		3.8		2.9		1.0		0.6		-	
	6		1.9		2.0		0.7		3.1		2.2		0.2		△0.1		-	
	7		2.1		2.1		1.3		3.3		2.4		0.6		0.1		-	
	8		2.0		3.0		0.8		3.6		2.6		0.9		0.1		-	
	9		2.2		1.9		1.1		2.9		1.9		0.5		△0.3		-	
	10		2.6		4.1		3.8		3.8		2.3		1.0		△0.2		-	
	11		2.8		5.4		4.5		4.4		2.5		1.5		△0.2		-	
	12		2.9		6.7		5.4		4.6		1.8		1.7		△0.1		-	
	2009. 1		3.2		8.2		4.2		5.2		2.5		2.4		0.8		-	
	2		3.3		8.0		4.6		4.8		2.4		2.7		0.4		-	
3 P		3.9 P		7.6 P		8.3 P		4.7 P		2.4 P		2.3 P		0.9 P		-		

(注) 1 表9(注)に同じ。ただし、ゆうちょ銀行の確定値はホームページによる。

2 貸出金には金融機関貸付金、コールローンは含まない。

3 農協には共済貸付金・農林公庫（貸付金）を含まない。

4 07年10月以降、ゆうちょ銀行の貸出金残高は非公表となっている。